

有価証券報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(501037)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	25
4 【事業等のリスク】	26
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態及び経営成績の分析】	29
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	32
第4 【提出会社の状況】	33
1 【株式等の状況】	33
(1) 【株式の総数等】	33
① 【株式の総数】	33
② 【発行済株式】	33
(2) 【新株予約権等の状況】	34
(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	37
(4) 【所有者別状況】	38
(5) 【大株主の状況】	39
(6) 【議決権の状況】	40
① 【発行済株式】	40
② 【自己株式等】	40
(7) 【ストックオプション制度の内容】	41
2 【自己株式の取得等の状況】	46
(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】	46

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】	46
【株式の種類】	46
イ 【定時総会決議による買受けの状況】	46
ロ 【子会社からの買受けの状況】	46
ハ 【取締役会決議による買受けの状況】	46
ニ 【取得自己株式の処理状況】	46
ホ 【自己株式の保有状況】	46
② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】	46
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	47
(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	47
(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	52
第5 【経理の状況】	55
1 【連結財務諸表等】	56
(1) 【連結財務諸表】	56
① 【連結貸借対照表】	56
② 【連結損益計算書】	58
③ 【連結剰余金計算書】	59
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	60
【事業の種類別セグメント情報】	80
【所在地別セグメント情報】	80
【国際業務経常収益】	80
【関連当事者との取引】	80
⑤ 【連結附属明細表】	82
【社債明細表】	82
【借入金等明細表】	82
(2) 【その他】	82
2 【財務諸表等】	83
(1) 【財務諸表】	83
① 【貸借対照表】	83
② 【損益計算書】	85
③ 【利益処分計算書】	87
④ 【附属明細表】	96
【有形固定資産等明細表】	96
【資本金等明細表】	96
【引当金明細表】	97
(2) 【主な資産及び負債の内容】	98

(3) 【その他】	98
第6 【提出会社の株式事務の概要】	99
第7 【提出会社の参考情報】	100
1 【提出会社の親会社等の情報】	100
2 【その他の参考情報】	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	102
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年6月29日
【事業年度】	第145期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 小川 是
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045) 225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03) 3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 岡村 武郎
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
		(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	310,707	285,432	253,274	260,599	246,043
連結経常利益	百万円	33,626	27,156	79,918	96,482	102,769
連結当期純利益	百万円	19,852	16,896	47,445	57,706	60,852
連結純資産額	百万円	451,267	457,225	554,926	596,886	680,342
連結総資産額	百万円	10,764,882	10,672,796	10,660,252	10,690,128	10,802,190
1株当たり純資産額	円	308.66	312.72	393.00	422.95	484.27
1株当たり当期純利益	円	16.24	13.64	40.49	42.22	43.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	15.15	11.57	32.71	39.64	43.08
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.72	10.32	10.66	10.95	11.00
連結自己資本利益率	%	5.23	4.38	11.34	10.97	9.52
連結株価収益率	倍	28.01	27.12	15.11	15.49	22.32
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	319,711	42,979	△127,085	258,759	△329,590
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	432,088	△617,079	243,690	△147,572	55,675
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	75,507	△17,411	△47,101	△114,290	△13,547
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,069,096	477,551	547,011	543,900	256,402
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,202 〔4,461〕	3,815 〔4,261〕	3,685 〔4,052〕	3,696 〔3,959〕	3,745 〔3,969〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成13年度の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

3. 平成13年度の1株当たり当期純利益は、連結当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

4. 平成14年度から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

6. 連結自己資本利益率は下記算式により算出しております。

当期純利益－優先株式配当金総額

$$\frac{\{(期首連結純資産額－期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末連結純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\}}{2} \times 100$$

なお、発行済優先株式数は自己株式数を控除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第141期	第142期	第143期	第144期	第145期
決算年月		平成14年 3 月	平成15年 3 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月
経常収益	百万円	260,450	238,263	247,415	253,791	240,192
経常利益	百万円	34,277	25,320	78,697	96,218	101,166
当期純利益	百万円	20,461	15,171	47,409	57,536	60,255
資本金	百万円	184,799	184,803	188,223	214,862	215,179
発行済株式総数	千株	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000	普通株式 1,405,303
純資産額	百万円	447,585	451,881	556,231	597,875	680,544
総資産額	百万円	10,655,212	10,535,608	10,509,372	10,483,610	10,536,209
預金残高	百万円	9,113,849	9,374,396	9,154,307	9,286,512	9,435,603
貸出金残高	百万円	7,735,016	7,902,054	7,948,935	7,792,435	8,124,729
有価証券残高	百万円	931,526	1,486,036	1,294,971	1,431,209	1,362,042
1株当たり純資産額	円	305.29	309.22	394.13	423.65	484.41
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —)	普通株式 8.50 第一回優先株式 — (普通株式 — 第一回優先株式 —)	普通株式 9.00 (普通株式 —)
1株当たり当期純利益	円	16.77	12.13	40.46	42.09	42.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	15.63	10.38	32.69	39.52	42.66
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.54	10.22	10.61	10.91	10.94
自己資本利益率	%	5.47	3.94	11.39	10.91	9.42
株価収益率	倍	27.13	30.50	15.12	15.53	22.54
配当性向	%	29.80	41.19	12.53	20.84	20.98
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,452 〔2,022〕	3,076 〔 449〕	2,864 〔 417〕	2,832 〔 389〕	2,905 〔 355 〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第141期(平成14年3月)の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。

3. 第144期(平成17年3月)の1株当たり配当額のうち1.50円は特別配当であります。

4. 第145期(平成18年3月)の1株当たり配当額のうち2.00円は特別配当であります。

5. 第141期(平成14年3月)の1株当たり当期純利益は、当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。

6. 第142期(平成15年3月)から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

7. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を適用しております。

8. 自己資本利益率は、下記算式により、算出しております。

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

なお、発行済優先株式数は自己株式数を控除して算出しております。

9. 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

2【沿革】

大正 9 年12月	株式会社横浜興信銀行設立。（大正 9 年12月20日設立登記、資本金100万円）
昭和 2 年12月	株式会社左右田銀行と合同。
昭和 3 年 4 月	株式会社第二銀行（前身は明治 7 年設立の横浜第二国立銀行）と合同。
昭和16年12月	一県一行主義の政府方針を受け県内 6 行（株式会社鎌倉銀行、株式会社秦野銀行、株式会社足柄農商銀行、株式会社相模銀行、株式会社平塚江陽銀行、株式会社明和銀行）と合同、神奈川県下に本店を置く唯一の普通銀行となる。
昭和32年 1 月	株式会社横浜銀行と行名を変更。
昭和36年 9 月	東京証券取引所へ上場。
昭和46年12月	第 1 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 1 月	第 2 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 9 月	横浜ファイナンス株式会社を設立。
昭和58年 4 月	公共債の窓口販売業務開始。
昭和58年10月	バンクカード業務開始。
昭和59年 5 月	横浜ファイナンス株式会社を浜銀ファイナンス株式会社に社名変更。
昭和59年 6 月	公共債ディーリング業務開始。
昭和64年 1 月	第 3 次オンラインシステム稼働開始。
平成 5 年 7 月	現本店竣工。
平成 9 年 4 月	中期経営計画「イノベーション21」スタート。
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始。
平成11年 3 月	第 1 回優先株式700億円、第 2 回優先株式300億円を発行。
平成11年 4 月	執行役員制度を導入。
平成13年 4 月	損害保険の窓口販売業務開始。
平成14年10月	個人年金保険の窓口販売業務開始。
平成15年 4 月	中期経営計画「バリューアップ」スタート。
平成15年 6 月	浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社へ譲渡。
平成16年 7 月	第 1 回優先株式700億円のうち550億円を普通株式転換後市中売却。
平成16年 7 月	第 2 回優先株式300億円を買入消却。
平成16年 7 月	経営諮問会議を新設。
平成16年 8 月	第 1 回優先株式700億円の残り150億円を買入（平成17年 5 月消却）。
平成17年 4 月	中期経営計画「Go Forward!」スタート。
平成17年 6 月	証券仲介業務開始。
平成18年 3 月	株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間でシステム共同利用に関する基本契約締結。
平成18年 3 月	海外特別目的子会社Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedにて優先出資証券400億円発行。 （平成18年 3 月末現在、国内本支店185、出張所 8、海外駐在員事務所 4）

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、子会社12社及び関連会社2社で構成され、銀行業務を中心に、保証業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店・出張所においては、地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核業務と位置づけて、以下の業務に積極的に取り組んでおります。

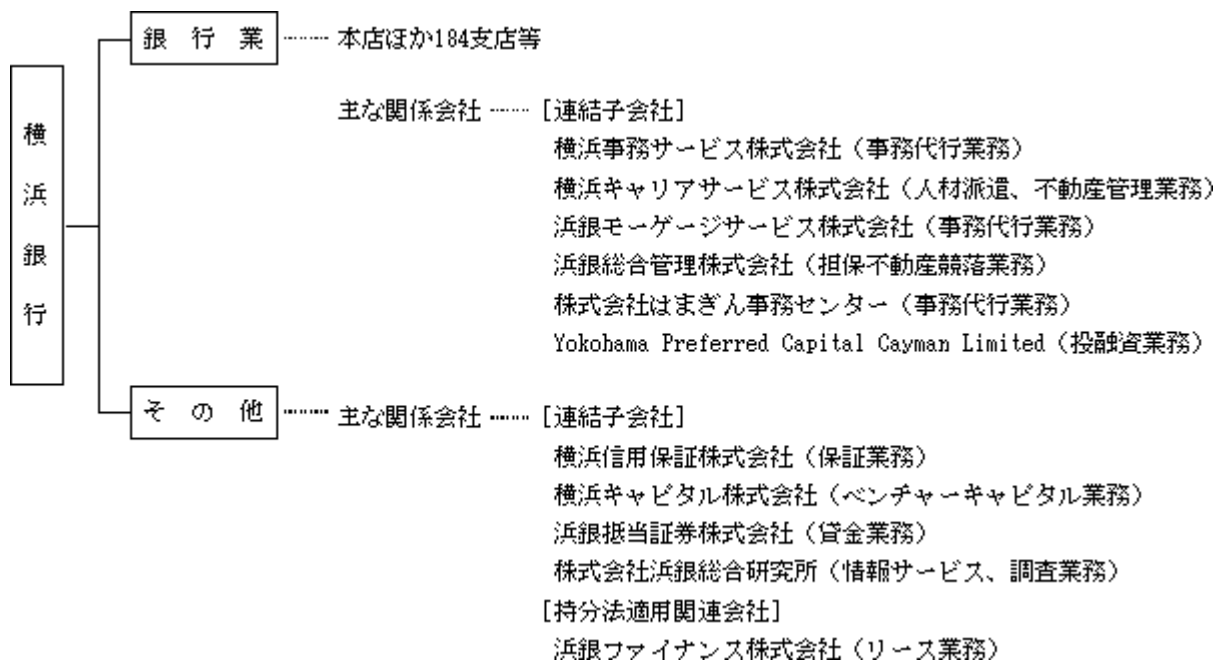
- ① 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引及び為替取引
- ② 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- ③ 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- ④ 信託業務
- ⑤ 前各号のほか銀行法により銀行が営むことのできる業務及び担保付社債信託法、社債等の振替に関する法律、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- ⑥ その他前各号に付帯または関連する事項

（注） 上記の業務中「④ 信託業務」については現在営んでおりません。

〔その他〕

子会社において、保証業務、ベンチャーキャピタル業務等を行っており、お客さまの幅広い金融ニーズに対応していくための業務と位置づけて、取り組んでおります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区	百万円 20	事務代行業	100	3	—	預金取引	—	—
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区	百万円 30	人材派遣、不動産管理業	100	5	—	預金取引	—	—
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区	百万円 30	事務代行業	100	2	—	預金取引	—	—
浜銀総合管理株式会社	横浜市西区	百万円 350	担保不動産競落業	100	3	—	預金取引	当行より建物の賃借	—
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区	百万円 30	事務代行業	100	5	—	預金取引	—	—
横浜信用保証株式会社	横浜市西区	百万円 50	保証業	40	4	—	預金取引 保証取引	当行より建物の賃借	—
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区	百万円 300	ベンチャーキャピタル業	(30) 65	2	—	金銭貸借預金取引	当行より建物の賃借	—
浜銀抵当証券株式会社	横浜市西区	百万円 100	貸金業	(95) 100	4	—	金銭貸借預金取引	当行より建物の賃借	—
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区	百万円 100	情報サービス、調査業	(60) 95	3	—	預金取引	当行より建物の賃借	—
Yokohama Preferred Capital Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	百万円 41,000	投融資業	100	2	—	金銭貸借預金取引	—	—
Yokohama Finance Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	千米ドル 10	投融資業	100	1	—	金銭貸借預金取引	—	—
(持分法適用関連会社)									
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区	百万円 200	リース業	(20) 40	2	—	金銭貸借預金取引 リース取引	当行より建物の賃借	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのはYokohama Preferred Capital Cayman Limitedであります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedにつきましては、設立により、当連結会計年度から子会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年3月31日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	3,622 [3,929]	123 [40]	3,745 [3,969]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員3,957人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,905 [355]	39.9	17.8	7,380

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員355人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員9名を含んでおります。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は2,748人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度のわが国経済を振り返りますと、年度当初はＩＴ（情報技術）関連分野における生産・在庫調整などにより、景気は回復の踊り場の状況が続きました。しかし夏場には、企業収益が高水準で推移するもとで設備投資が増勢を維持し、また雇用・所得情勢の改善を背景に個人消費が底堅い動きを示すなかで、アジア向けを中心とする輸出の持ち直しやＩＴ関連分野の在庫調整一巡を受けて、景気は踊り場を脱却しました。さらに秋口以降は、雇用・所得情勢の改善が明確になるとともに、株価上昇に伴って消費者心理も上向き、個人消費の回復がより底堅さを増しました。また、企業の設備投資が製造業から非製造業へと回復のすそ野を広げながら堅調に推移するなど、景気は国内民間需要をけん引役として着実な回復過程をたどりしました。

神奈川県経済につきましては、年度前半は輸出が弱含むなかで企業の生産活動が横ばい圏内で推移するなど、景気は回復の踊り場の局面が続きました。しかし年度後半には、輸出が米国や中国向けを中心に持ち直すとともに、雇用情勢の改善が広がるもとで個人消費も底堅い動きを示すなど、県内景気は緩やかに上向きました。

金融面では、平成18年3月に日本銀行の量的金融緩和策が解除されたことを受けて、短期金利は年度末にかけてやや上昇しました。一方、長期金利は、国内株価の上昇や量的緩和策の解除観測などを背景に、夏場以降、徐々に水準を切り上げました。

こうした経済金融環境のもとで、当行は“攻め”の経営を推し進めるため、平成17年4月から3か年の中期経営計画「Go Forward!」をスタートさせ、「お客さまから強く支持され、進化を続けるベスト・リージョナルバンク」の実現を目指し、役職員一同が全力をあげて、経営体質の強化と業績伸展に努めました。

この結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めました結果、低い金利水準が継続するなかで、当連結会計年度中に1,513億円増加し、当連結会計年度末残高は9兆4,083億円となりました。このうち、定期性預金は当連結会計年度中に889億円減少し、当連結会計年度末残高は3兆207億円となりました。

貸出金は、個人並びに中小企業を中心に取引拡大に努めました結果、当連結会計年度中に3,353億円増加し、当連結会計年度末残高は8兆1,253億円となりました。

有価証券は、当連結会計年度中に691億円減少し、当連結会計年度末残高は1兆3,634億円となりました。

総資産は、当連結会計年度中に1,120億円増加し、当連結会計年度末残高は10兆8,021億円となりました。

損益につきましては、投資信託等の販売、シンジケートローンの組成などを中心に役務取引等収益は増加したものの、保有株式の売却が一巡したことにより株式等売却益が大幅に減少したことなどから、経常収益は前連結会計年度に比べ145億5千6百万円減少し、2,460億4千3百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用、営業経費が若干増加したものの、貸倒引当金繰入額が大幅に減少したことなどから、前連結会計年度に比べ208億4千2百万円減少し、1,432億7千4百万円となりました。

以上により、当連結会計年度は、経常利益が前連結会計年度に比べ62億8千7百万円増加し、1,027億6千9百万円、当期純利益が前連結会計年度に比べ31億4千6百万円増加し、608億5千2百万円となりました。

また、当連結会計年度末の国内基準による自己資本比率は、11.00%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している親会社及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、貸出金の大幅増加などにより3,295億9千万円の支出（前連結会計年度は2,587億5千9百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の償還・売却などにより556億7千5百万円の収入（前連結会計年度は1,475億7千2百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後債の償還・劣後ローンの返済などにより135億4千7百万円の支出（前連結会計年度は1,142億9千万円の支出）となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,874億9千8百万円減少し、2,564億2百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比20億円減少して1,664億円、役務取引等収支は、前連結会計年度比60億円増加して437億円、特定取引収支は、3億円、その他業務収支は、55億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	168,444	—	—	168,444
	当連結会計年度	166,448	10	—	166,459
うち資金運用収益	前連結会計年度	174,385	8	7	174,385
	当連結会計年度	173,323	16	14	173,324
うち資金調達費用	前連結会計年度	5,941	8	7	5,941
	当連結会計年度	6,874	6	14	6,865
役務取引等収支	前連結会計年度	37,778	—	7	37,770
	当連結会計年度	43,728	—	2	43,725
うち役務取引等収益	前連結会計年度	46,360	5	7	46,359
	当連結会計年度	51,392	7	2	51,398
うち役務取引等費用	前連結会計年度	8,582	5	—	8,588
	当連結会計年度	7,664	7	—	7,672
特定取引収支	前連結会計年度	780	—	—	780
	当連結会計年度	385	—	—	385
うち特定取引収益	前連結会計年度	924	—	—	924
	当連結会計年度	385	—	—	385
うち特定取引費用	前連結会計年度	143	—	—	143
	当連結会計年度	—	—	—	—
その他業務収支	前連結会計年度	7,699	—	—	7,699
	当連結会計年度	5,547	—	—	5,547
うちその他業務収益	前連結会計年度	20,096	—	—	20,096
	当連結会計年度	15,257	—	—	15,257
うちその他業務費用	前連結会計年度	12,396	—	—	12,396
	当連結会計年度	9,709	—	—	9,709

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。
「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。
2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比3,200億円増加して9兆5,284億円となりました。受取利息合計は前連結会計年度比10億円減少して1,733億円となり、利回りは前連結会計年度比0.08%低下して1.81%となりました。

また、資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比2,106億円増加して9兆3,436億円となりました。支払利息合計は前連結会計年度比9億円増加して68億円となり、利回りは前連結会計年度比0.01%上昇して0.07%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	9,208,486	174,385	1.89
	当連結会計年度	9,528,685	173,323	1.81
うち貸出金	前連結会計年度	7,646,919	155,192	2.02
	当連結会計年度	7,881,879	151,046	1.91
うち有価証券	前連結会計年度	1,300,679	16,324	1.25
	当連結会計年度	1,198,291	16,024	1.33
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	40,199	196	0.48
	当連結会計年度	134,006	712	0.53
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	756	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	27,290	668	2.44
	当連結会計年度	37,183	752	2.02
資金調達勘定	前連結会計年度	9,133,046	5,941	0.06
	当連結会計年度	9,353,948	6,874	0.07
うち預金	前連結会計年度	8,841,247	2,359	0.02
	当連結会計年度	9,049,492	4,220	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	92,665	26	0.02
	当連結会計年度	117,300	21	0.01
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	56,083	7	0.01
	当連結会計年度	81,559	25	0.03
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	671	0	0.00
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	1,180	0	0.00
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	53,510	1,332	2.48
	当連結会計年度	34,000	637	1.87

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	999	8	0.80
	当連結会計年度	11,000	16	0.15
うち貸出金	前連結会計年度	999	8	0.80
	当連結会計年度	11,000	16	0.15
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	0	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	999	8	0.80
	当連結会計年度	750	6	0.90
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- （注） 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	9,209,486	1,001	9,208,485	174,393	7	174,385	1.89
	当連結会計年度	9,539,685	11,251	9,528,434	173,339	14	173,324	1.81
うち貸出金	前連結会計年度	7,647,919	999	7,646,919	155,200	7	155,192	2.02
	当連結会計年度	7,892,879	11,000	7,881,879	151,063	14	151,048	1.91
うち有価証券	前連結会計年度	1,300,679	1	1,300,678	16,324	—	16,324	1.25
	当連結会計年度	1,198,291	251	1,198,040	16,024	—	16,024	1.33
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	40,199	—	40,199	196	—	196	0.48
	当連結会計年度	134,006	—	134,006	712	—	712	0.53
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	756	—	756	0	—	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	27,290	—	27,290	668	—	668	2.44
	当連結会計年度	37,183	—	37,183	752	—	752	2.02
資金調達勘定	前連結会計年度	9,134,046	1,000	9,133,046	5,949	7	5,941	0.06
	当連結会計年度	9,354,698	11,000	9,343,697	6,880	14	6,865	0.07
うち預金	前連結会計年度	8,841,247	0	8,841,247	2,359	—	2,359	0.02
	当連結会計年度	9,049,492	0	9,049,492	4,220	—	4,220	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	92,665	—	92,665	26	—	26	0.02
	当連結会計年度	117,300	—	117,300	21	—	21	0.01
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	56,083	—	56,083	7	—	7	0.01
	当連結会計年度	81,559	—	81,559	25	—	25	0.03
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	671	—	671	0	—	0	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	1,180	—	1,180	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	53,510	1,000	52,510	1,332	7	1,324	2.52
	当連結会計年度	34,000	11,000	23,000	637	14	622	2.70

（注） 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、513億円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては、76億円となりました。

この結果、役務取引等収支は、437億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	46,360	5	7	46,359
	当連結会計年度	51,392	7	2	51,398
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	17,717	—	—	17,717
	当連結会計年度	19,889	—	—	19,889
うち為替業務	前連結会計年度	11,721	—	—	11,721
	当連結会計年度	11,683	—	—	11,683
うち証券関連業務	前連結会計年度	5,912	—	—	5,912
	当連結会計年度	6,064	—	—	6,064
うち代理業務	前連結会計年度	1,976	—	—	1,976
	当連結会計年度	1,879	—	—	1,879
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	2,001	—	—	2,001
	当連結会計年度	1,865	—	—	1,865
うち保証業務	前連結会計年度	3,500	—	—	3,500
	当連結会計年度	3,729	—	—	3,729
役務取引等費用	前連結会計年度	8,582	5	—	8,588
	当連結会計年度	7,664	7	—	7,672
うち為替業務	前連結会計年度	1,989	—	—	1,989
	当連結会計年度	1,976	—	—	1,976

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、3億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	924	—	—	924
	当連結会計年度	385	—	—	385
商品有価証券収益	前連結会計年度	921	—	—	921
	当連結会計年度	243	—	—	243
特定金融派生商品収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	127	—	—	127
その他の特定取引収益	前連結会計年度	2	—	—	2
	当連結会計年度	13	—	—	13
特定取引費用	前連結会計年度	143	—	—	143
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定金融派生商品費用	前連結会計年度	143	—	—	143
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度の特定取引資産は、その他の特定取引資産を中心に、283億円となり、一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に、51億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	50,925	—	—	50,925
	当連結会計年度	28,386	—	—	28,386
商品有価証券	前連結会計年度	29,144	—	—	29,144
	当連結会計年度	11,295	—	—	11,295
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	2	—	—	2
	当連結会計年度	17	—	—	17
特定金融派生商品	前連結会計年度	1,779	—	—	1,779
	当連結会計年度	5,073	—	—	5,073
その他の特定取引資産	前連結会計年度	19,999	—	—	19,999
	当連結会計年度	11,999	—	—	11,999
特定取引負債	前連結会計年度	2,165	—	—	2,165
	当連結会計年度	5,124	—	—	5,124
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	67	—	—	67
	当連結会計年度	13	—	—	13
特定金融派生商品	前連結会計年度	2,098	—	—	2,098
	当連結会計年度	5,110	—	—	5,110

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	9,257,078	—	0	9,257,078
	当連結会計年度	9,408,379	—	0	9,408,379
流動性預金	前連結会計年度	5,913,768	—	—	5,913,768
	当連結会計年度	6,190,766	—	—	6,190,766
定期性預金	前連結会計年度	3,109,687	—	—	3,109,687
	当連結会計年度	3,020,777	—	—	3,020,777
その他	前連結会計年度	233,621	—	0	233,621
	当連結会計年度	196,834	—	0	196,834
譲渡性預金	前連結会計年度	39,861	—	—	39,861
	当連結会計年度	41,661	—	—	41,661
総合計	前連結会計年度	9,296,939	—	0	9,296,939
	当連結会計年度	9,450,040	—	0	9,450,040

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年 3月31日		平成18年 3月31日	
	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,790,062	100.00	8,125,307	100.00
製造業	827,496	10.62	839,434	10.33
農業	7,456	0.10	7,111	0.09
林業	89	0.00	84	0.00
漁業	2,935	0.04	6,449	0.08
鉱業	4,344	0.06	3,502	0.04
建設業	326,002	4.18	311,243	3.83
電気・ガス・熱供給・水道業	11,255	0.14	10,973	0.14
情報通信業	41,119	0.53	52,170	0.64
運輸業	346,150	4.44	358,218	4.41
卸売・小売業	627,899	8.06	651,926	8.02
金融・保険業	387,710	4.98	363,230	4.47
不動産業	872,256	11.20	1,037,251	12.77
各種サービス業	838,559	10.76	855,431	10.53
地方公共団体	82,535	1.06	91,807	1.13
その他	3,414,254	43.83	3,536,478	43.52
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	7,790,062	—	8,125,307	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成17年3月31日現在及び平成18年3月31日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	553,969	—	—	553,969
	当連結会計年度	538,374	—	—	538,374
地方債	前連結会計年度	162,260	—	—	162,260
	当連結会計年度	79,127	—	—	79,127
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	472,889	—	—	472,889
	当連結会計年度	376,115	—	—	376,115
株式	前連結会計年度	198,827	—	—	198,827
	当連結会計年度	293,269	—	—	293,269
その他の証券	前連結会計年度	44,633	—	1	44,632
	当連結会計年度	77,583	—	1,001	76,582
合計	前連結会計年度	1,432,581	—	1	1,432,580
	当連結会計年度	1,364,470	—	1,001	1,363,469

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況（単体）

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	207,290	208,778	1,488
経費（除く臨時処理分）(△)	85,171	86,279	1,108
人件費(△)	29,527	30,015	488
物件費(△)	49,323	49,951	628
税金(△)	6,320	6,312	△8
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	122,118	122,498	380
一般貸倒引当金繰入額(△)	△4,640	△2,239	2,401
業務純益	126,759	124,738	△2,021
うち債券関係損益	△10,272	△7,407	2,865
臨時損益	△30,540	△23,571	6,969
株式関係損益	13,256	△219	△13,475
不良債権処理損失(△)	42,472	22,085	△20,387
貸出金償却(△)	15,129	16,873	1,744
個別貸倒引当金繰入額(△)	23,324	4,108	△19,216
延滞債権等売却損(△)	4,018	1,068	△2,950
その他(△)	—	34	34
その他臨時損益	△1,324	△1,266	58
経常利益	96,218	101,166	4,948
特別損益	2,044	3,237	1,193
償却債権取立益	3,043	3,741	698
動産不動産処分損益	△1,215	△398	817
減損損失(△)	—	105	105
その他	216	—	△216
税引前当期純利益	98,263	104,404	6,141
法人税、住民税及び事業税(△)	12,503	21,578	9,075
法人税等調整額(△)	28,224	22,570	△5,654
当期純利益	57,536	60,255	2,719

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	24,571	25,536	965
退職給付費用	1,568	3,558	1,990
福利厚生費	292	285	△7
減価償却費	8,695	8,732	37
土地建物機械賃借料	5,521	5,375	△146
営繕費	309	404	95
消耗品費	1,245	1,191	△54
給水光熱費	1,288	1,275	△13
旅費	128	132	4
通信費	1,099	1,063	△36
広告宣伝費	631	786	155
租税公課	6,320	6,312	△8
その他	33,964	34,414	450
計	85,638	89,068	3,430

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.88	1.78	△0.10
(イ) 貸出金利回	2.02	1.91	△0.11
(ロ) 有価証券利回	1.18	1.24	0.06
(2) 資金調達原価 ②	0.96	0.93	△0.03
(イ) 預金等利回	0.01	0.01	0.00
(ロ) 外部負債利回	1.22	0.54	△0.68
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.92	0.85	△0.07

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	23.17	19.16	△4.01
業務純益ベース	24.05	19.51	△4.54
当期純利益ベース	10.91	9.42	△1.49

(注) ○ 業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前) は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\}} \div 2 \times 100$$

○ 業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\}} \div 2 \times 100$$

○ 当期純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\}} \div 2 \times 100$$

なお、上記各ベースの算式における発行済優先株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金（未残）	9,286,512	9,435,603	149,091
預金（平残）	8,870,244	9,077,131	206,887
貸出金（未残）	7,792,435	8,124,729	332,294
貸出金（平残）	7,648,967	7,882,333	233,366

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	6,879,047	7,110,291	231,244
法人	1,727,752	1,786,781	59,029
公金	540,808	410,034	△130,774
金融機関	138,902	127,321	△11,581
合計	9,286,512	9,434,428	147,916

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

[次へ](#)

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	3,249,404	3,329,085	79,681
住宅ローン残高	2,933,308	3,004,884	71,576
その他ローン残高	316,096	324,201	8,105

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	6,198,219	6,401,851	203,632
総貸出金残高 ②	百万円	7,792,435	8,124,729	332,294
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	79.54	78.79	△0.75
中小企業等貸出先件数 ③	件	390,027	386,998	△3,029
総貸出先件数 ④	件	390,886	387,930	△2,956
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	99.78	99.76	△0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金 3 億円（ただし、卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円）以下の会社又は常用する従業員が 300 人（ただし、卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	5	136	7	150
信用状	295	2,390	278	2,566
保証	2,009	136,281	1,987	123,784
計	2,309	138,809	2,272	126,502

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	64,677	59,873,041	61,822	59,187,289
	各地より受けた分	64,075	66,147,181	66,459	67,537,332
代金取立	各地へ向けた分	73	123,991	68	124,605
	各地より受けた分	114	256,436	112	231,620

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	17,770	28,556
	買入為替	372	278
被仕向為替	支払為替	17,822	29,658
	取立為替	218	182
合計		36,184	58,675

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年3月31日	平成18年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	214,862	215,179
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	176,482	176,798
	利益剰余金	158,049	177,206
	連結子会社の少数株主持分	3,475	44,379
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	40,000
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	22,815	471
	為替換算調整勘定	△0	△0
	営業権相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	1,056	822
	計（A）	528,996	612,270
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	—	40,000
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,669	24,863
	一般貸倒引当金	22,559	20,210
	負債性資本調達手段等	115,000	79,000
	うち永久劣後債務（注）2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	115,000	79,000
	計	162,229	124,073
	うち自己資本への算入額（B）	162,229	124,073
控除項目	控除項目（注）4（C）	1,298	1,430
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	689,927	734,913
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,059,461	6,408,367
	オフ・バランス取引項目	240,347	267,935
	計（E）	6,299,809	6,676,302
連結自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（％）		10.95	11.00

（注）1．告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年 3月31日	平成18年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	214,862	215,179
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	176,479	176,795
	その他資本剰余金	2	3
	利益準備金	38,383	38,383
	任意積立金	91,801	119,691
	次期繰越利益	29,045	19,724
	その他	△0	40,009
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	22,815	471
	営業権相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	計 (A)	527,758	609,316
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注） 1	—	40,000
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,669	24,863
	一般貸倒引当金	17,316	15,078
	負債性資本調達手段等	115,000	79,000
	うち永久劣後債務（注） 2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注） 3	115,000	79,000
	計	156,986	118,941
	うち自己資本への算入額 (B)	156,986	118,941
控除項目	控除項目（注） 4 (C)	851	851
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	683,894	727,406
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,059,853	6,405,735
	オフ・バランス取引項目	205,622	238,185
	計 (E)	6,265,476	6,643,920
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（％）		10.91	10.94

（注） 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口あたり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した営業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する営業年度を含む、それ以降のある営業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該営業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年3月31日	平成18年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	283	244
危険債権	1,828	1,422
要管理債権	486	483
正常債権	76,845	80,477

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界におきましては、メガバンクのリテールマーケットへの積極攻勢に加え、規制緩和の進展や郵政民営化の動きなどにより、各金融機関が業態を超えてサービスの質を競い合う「大競争時代」を迎えております。さらに、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化・金融の円滑化という役割を果たすことがいっそう求められております。

このような環境のなか、当行は、中期経営計画「Go Forward!」の2年目として、リージョナル・リテール戦略をいっそう強化することにより、収益力や財務体質だけでなく、金融サービス、お客さまの満足度などあらゆる面でさる「前進」を実現し、地域のお客さまやマーケットからの評価を高めていくよう努めてまいり所存であります。

すなわち、地域のお客さまのニーズへの対応力を強化し、高付加価値の商品・サービスを提供してまいります。さらに、コンプライアンス態勢の強化、リスクマネジメントの高度化並びに業務の合理化・効率化に対しこれまで以上に積極的に取り組むとともに、地元中小企業への創業・新事業支援や再生支援活動などをととして、地域経済の発展に貢献してまいります。

こうした努力をととして地域のお客さまや株主の皆さまにとっての存在感すなわち企業価値を高めることにより、「お客さまから強く支持され、進化を続けるベスト・リージョナルバンク」の実現を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

当行又は当行グループ（以下、本項目においては「当行」と総称）の経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成18年3月31日）現在において当行が判断したものです。

(1) 会社がとっている経営方針に係るもの

①リージョナル・リテール分野への集中について

当行は、地域に密着したリテール戦略に軸足を置いた営業施策を展開しており、預金・貸出金とも中小企業、個人及び地方公共団体を中心に神奈川県内の比率が高くなっております。神奈川県内の経済情勢につきましては、稠密な店舗ネットワークを活かし情報収集に努めることによりリスク管理を徹底しておりますが、神奈川県経済の動向により当行の預金量並びに貸出金額及び不良債権額が変動し、当行の業績に影響を与える可能性があります。

②中小企業等に対する貸出金について

当行は、地元の中小企業・個人向け貸出金の増強に継続して取り組んでいることから、中小企業・個人向け貸出の比率は高い水準を維持しております。中小企業・個人向け貸出は、小口化によりリスクの分散を図っておりますが、中小企業の業績や担保不動産の価格、個人の家計等の動向により当行の業績に影響を与える可能性があります。

③他の金融機関・他の業態との競合について

当行は、神奈川県及び東京西南部という成長性の高いマーケットの中で確固たる営業基盤を築いてきておりますが、他の金融機関が当行の営業地盤において今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が当行の事業分野に新たに参入することにより競争が激化する可能性があります。

(2) 財政状態及び経営成績の変動に係るもの

銀行の経営成績は、市中金利による影響が大きい貸出金利回りと預金金利回りの差（預金金利回り差）、景気動向による影響が大きい不良債権の償却・引当状況及び保有株式の価格動向などにより大きく変動いたします。

①不良債権について

当行は、厳格な自己査定の実施に基づく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めてきておりますが、当行の不良債権残高及び不良債権処理額は、マクロ経済特に神奈川県経済の動向、不動産価格及び株価の変動、当行融資先の経営状況の変動などにより影響を受ける可能性があります。

また、予想損失率を上回る貸倒れが発生した場合、又は、当行の自己査定結果と関係当局の検査・考査における査定結果が異なる場合、追加的な引当てを実施する必要が生じる可能性があります。

②有価証券の評価損益について

当行は、持合い株式の売却を他行に先駆けて実施し株式保有額を圧縮するとともに、債券ポートフォリオにおける平均残存年数の適正化を図ることにより、株価・金利変動リスクを管理してまいりましたが、今後株価や債券価格の大幅な下落が生じた場合には、当行の業績及び自己資本比率に影響を受ける可能性があります。

③退職給付債務について

年金資産の運用利回りが低下した場合や、割引率等予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付債務が増加することにより、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を与える可能性があります。

④デリバティブ取引について

当行は、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、お客さまに対する各種のリスクヘッジ手段の提供や当行の収益増強のため、デリバティブ取引に取り組んでおります。デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるようにリスク管理を心掛けておりますが、金利や為替に関し想定を超える変動が生じた場合は、当行の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定の取引先等への高い依存度に係るもの

当行は、従来より貸出金の小口分散化を進めてきており、特定の大口貸出先への大きな偏りもなく、幅広く分散した内容となっておりますが、当行の貸出ポートフォリオのなかで不動産業及び建設業に対する貸出金残高及び不良債権残高が占める割合は、他の業種に比べて多くなっております。今後不動産業及び建設業の経営環境が悪化した場合は、当行の貸出金額や不良債権額に影響を与える可能性があります。

(4) 特有の法的規制等に係るもの

銀行の経営成績は、法的規制、会計等の方針及び金融政策などの変更により、影響を受ける可能性があります。

①自己資本比率規制について

当行は、国内基準を採用しており、4%以上の自己資本比率を維持することを要求されております。当行の自己資本比率は、現在のところこの最低基準を大幅に上回っておりますが、当行の自己資本比率は、資本金、利益剰余金、保有有価証券の評価差損等の増減、劣後債務の増減及びリスク・アセットの変動などにより影響を受けます。

なお、自己資本比率規制の改定が、平成18年度末に予定されており、平成18年3月に金融庁より国内告示の公表がなされました。現在、この新たな規制適用に向けた準備を進めているところであり、現時点では、当行の自己資本比率への影響に懸念はないと考えておりますが、この規制が当行の自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

②税効果会計について

現時点の会計基準に基づき、将来実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上しております。今後会計基準に何らかの変更があり、繰延税金資産の算入に何らかの制限が課された場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断される場合は、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成17年12月に金融庁より大手行を対象とした自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化に関する公示が公布されておりますが、現時点で地方銀行は対象外であります。仮に地方銀行が対象となっても、当行の現状に照らして影響はないと考えておりますが、その内容によっては当行の業績並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

現在特に記載すべき事項はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があります。

(6) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの

特に記載すべき事項はありません。

(7) その他

①情報漏洩リスクについて

平成17年4月の個人情報保護法施行により、個人情報の取り扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。当行では、顧客に関するデータの漏洩、不正、悪用等がないよう最大限の努力を払っておりますが、万一そのようなことがおこった場合には、当行のレピュテーションリスクが顕在化し、お客さまの経済的・精神的損害に対する賠償など直接的な損害が発生する可能性があります。

②コンプライアンスに係るリスクについて

当行では、各種法令諸規則が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底を行っておりますが、これら法令諸規則が遵守されなかった場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

③金融犯罪に係るリスク

キャッシュカードの偽造・盗難をはじめとする金融機関を狙った犯罪が多発しております。このような状況を踏まえ、当行では、金融犯罪による被害発生を未然に防止するため、セキュリティ強化に向けた取り組みを行っております。しかしながら、高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、並びに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④その他リスク

外部格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、銀行業界に関するメディアの報道により当行の信用が傷ついた場合、国内の他の金融機関の信用が著しく悪化しリスクプレミアムが生じた場合、当行の資金・資本調達及び業績に悪影響を与える可能性があります。

当行は、これらの他にも事務リスク、システムリスク、決済リスクなど様々なリスクがありうることを認識し、それらを可能な限り防止、分散あるいは回避するよう努めております。しかしながら、政治経済情勢、法的規制及び自然災害その他当行の支配の及ばない事態の発生により、当行の業績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、平成18年3月24日、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ子会社の株式会社北陸銀行・株式会社北海道銀行及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で、システム共同利用に関する基本契約を締結いたしました。基本契約の主な内容は以下のとおりであります。

(1) 共同利用するシステムの範囲

預金・為替・融資・外為等の業務処理機能、お客さまのシステムや外部センターとの接続機能などを担う基幹系システム群について、共同利用します。さらに、データの加工・分析等を行うシステムなどへの範囲拡大を継続して検討していきます。

(2) スケジュール

平成18年4月よりシステム要件定義に着手し、設計・製造・試験工程を経て、平成22年1月以降、当行を皮切りに、順次稼働させる計画です。

(3) 利用契約期間

平成22年1月より14年間とします。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度における財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

（財政状態）

①資産、負債及び資本の状況

預金は、当連結会計年度中に1,513億円増加しましたが、その主な要因は、個人預金（単体）が2,312億円増加したことによるものです。

貸出金は、当連結会計年度中に3,353億円増加しましたが、その主な要因は、法人向け貸出（単体）が1,986億円増加、個人向け貸出（単体）が796億円増加したことによるものです。

有価証券は、当連結会計年度中に691億円減少しましたが、その主な要因は、国債が156億円減少したことによるものです。

総資産は、当連結会計年度中に1,120億円増加し、当連結会計年度末残高は10兆8,021億円となりました。

また、資本勘定は、当連結会計年度中に835億円増加しましたが、主な要因は当期純利益608億円の計上です。

○ 連結自己資本比率

	前連結会計年度末（％） （A）	当連結会計年度末（％） （B）	増減 （B）－（A）
連結自己資本比率	10.95	11.00	0.05
T i e r 1 比率	8.39	9.17	0.78

※自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用しております。

（経営成績）

①経常収益

資金運用収益は、前連結会計年度に比べ10億円減少しました。このうち貸出金利息は、貸出金利回りが低下したことなどにより前連結会計年度に比べ41億円減少しましたが、買入金銭債権などを中心に、その他の受入利息が前連結会計年度に比べ27億円増加しました。

役務取引等収益は、お客さまの多様な運用ニーズに応えるため投資信託・個人年金保険等投資型商品の販売に注力したこと、企業取引において私募債やシンジケート・ローンの提案を強化したことにより、前連結会計年度に比べ50億円増加しました。

その他経常収益は、保有株式の売却が一巡し株式等売却益が143億円減少したことにより、前連結会計年度に比べ132億円減少しました。

この結果、経常収益は、前連結会計年度に比べ145億円減少（△5.5%）しました。

②経常費用

資金調達費用は、預金利息が19億円増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ9億円増加しました。

営業経費は、人件費（含む臨時処理分）が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ35億円増加しました。

その他経常費用は、貸倒引当金繰入額が176億円減少したことなどにより、前連結会計年度に比べ215億円減少しました。

この結果、経常費用は、前連結会計年度に比べ209億円減少（△12.6%）しました。

③経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ63億円増加（＋6.5%）し、1,027億円となりました。

④特別損益及び当期純利益

特別利益は49億円となりましたが、このうち主なものは償却債権取立益48億円です。

特別損失は5億円となりましたが、このうち主なものは動産不動産処分損4億円です。

この結果、当期純利益は、前連結会計年度に比べ31億円増加（＋5.4%）し、608億円となりました。

○ 損益の概要

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
連結粗利益	214,694	216,117	1,423
資金利益	168,444	166,459	△1,985
役務取引等利益	37,770	43,725	5,955
特定取引利益	780	385	△395
その他業務利益	7,699	5,547	△2,152
営業経費(△)	87,290	90,791	3,501
与信費用(△)	45,328	24,552	△20,776
貸出金償却(△)	19,548	20,394	846
個別貸倒引当金繰入額(△)	24,473	4,610	△19,863
一般貸倒引当金繰入額(△)	△3,948	△1,663	2,285
その他(△)	5,255	1,211	△4,044
株式等関係損益	15,155	368	△14,787
持分法による投資損益	491	548	57
その他	△1,239	1,078	2,317
経常利益	96,482	102,769	6,287
特別損益	3,292	4,379	1,087
税金等調整前当期純利益	99,775	107,148	7,373
法人税、住民税及び事業税(△)	13,863	22,246	8,383
法人税等調整額(△)	27,835	23,140	△4,695
少数株主利益(△)	368	909	541
当期純利益	57,706	60,852	3,146
実質与信費用	41,037	19,670	△21,367

- (注) 1. 「連結粗利益」は、(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)＋(特定取引収益－特定取引費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)で算出しております。
2. 「実質与信費用」は、償却債権取立益を含んでおります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、3,295億円の支出となりましたが、その要因は、主に貸出金増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、556億円の収入となりましたが、その要因は、主に有価証券の償還・売却によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、135億円の支出となりましたが、その要因は、主に劣後債の償還・劣後ローンの返済によるものです。

この結果、当連結会計年度末における、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,875億円減少し、2,564億円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 銀行業

当連結会計年度における当行の設備投資につきましては、お客さまの利便性向上及び業務の一層の効率化を図るための店舗新設、事務機器投資等を行いました。

この結果、当連結会計年度における当行の設備投資の総額は47億円となりました。

(2) その他

重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成18年3月31日現在)

	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土 地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	本店 他170店	神奈川県	店舗	77,500 (10,064)	51,655	12,084	4,950	68,691	2,571
	東京支店 他16店	東京都	店舗	1,935 (－)	3,247	2,105	399	5,752	292
	前橋支店 他2店	群馬県	店舗	1,654 (373)	94	83	26	204	22
	名古屋支店	愛知県	店舗	－ (－)	－	25	7	33	9
	大阪支店	大阪府	店舗	－ (－)	－	17	7	25	11
	事務 センター	神奈川県 横浜市	事務 センター	6,519 (－)	9,788	3,233	905	13,926	－
	藤沢寮、大和総 合グラウンド他	神奈川県	社宅・寮 厚生施設等	50,449 (732)	23,111	20,652	2,711	46,475	－

(2) その他

重要なものではありません。

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め4,488百万円であります。

2. 動産は、事務機械3,453百万円、その他5,555百万円であります。

3. 当行の店舗外現金自動設備368か所、海外駐在員事務所4か所は上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	事業の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	銀行業	本店他	神奈川県横浜市他	車両	—	209
		東京本部他	東京都中央区他	ディーリング関係機器	—	158

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資計画につきましては、お客さまの利便性向上、店舗の新規出店・リニューアル並びに業務効率化のための設備投資など総額64億円を計画しております。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	田町支店	東京都港区	新設	銀行業	店舗	80	—	自己資金	平成18年6月	平成18年9月
	本店他	—	改修 その他	銀行業	店舗等	2,253	—	自己資金	—	—
	本店他	—	更改 その他	銀行業	事務機械等	4,133	—	自己資金	—	—

(注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 店舗等及び事務機械等における主なものは、平成19年3月までに設置する予定であります。

(2) 売却

重要な設備の売却予定はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	2,584,000,000
優先株式	200,000,000
計	2,784,000,000

(注) 1. 定款記載の「会社が発行する株式の総数」は30億株（うち普通株式26億株、優先株式4億株）となっておりますが、当事業年度末までに優先株式110百万株が普通株式へ転換され、普通株式16百万株、優先株式90百万株を消却しております。

2. 当事業年度末後、平成18年6月28日の定時株主総会決議により、定款の変更がおこなわれ、「会社が発行する株式の総数」から「発行可能株式総数」に用語変更するとともに、優先株式の規定を削除し、あわせて普通株式の発行可能株式総数を30億株としました。また、「普通株式につき消却があった場合にはこれに相当する株式数を減ずる」旨の文言を削除しました。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成18年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成18年6月29日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,405,303,054	1,405,466,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注) 1, 2
計	1,405,303,054	1,405,466,054	—	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 提出日現在発行数には、平成18年6月1日から報告書を提出する日までの旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

①平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	68,000	48,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

②平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	879,000	842,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

③平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,192,000	1,122,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

④平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,253	1,230
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,253,000	1,230,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

⑤平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,083	1,070
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,083,000	1,070,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

⑥平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,186	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,186,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

⑦平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,379	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,379,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日 (注) 1	普通株式 20 優先株式 —	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	3,700	184,803,295	3,680	146,281,456
平成15年9月1日 (注) 2	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	—	184,803,295	138,604	146,420,060
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日 (注) 3	普通株式 16,284 優先株式 —	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	3,419,937	188,223,233	3,419,917	149,839,978
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注) 4	普通株式 265,048 優先株式 △170,000	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000	26,639,253	214,862,487	26,639,148	176,479,127
平成17年5月13日 (注) 5	普通株式 △8,000 優先株式 △30,000	普通株式 1,411,977 優先株式 —	—	214,862,487	—	176,479,127
平成17年9月29日 (注) 5	△5,000	1,406,977	—	214,862,487	—	176,479,127
平成18年3月31日 (注) 5	△3,000	1,403,977	—	214,862,487	—	176,479,127
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注) 6	1,326	1,405,303	316,688	215,179,175	316,267	176,795,394

- (注) 1. 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
2. 当行が株式会社横浜ビジネスサービスを吸収合併したことによる資本準備金の増加であります。
3. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
4. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換、優先株式の普通株式への転換と消却、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
5. 旧商法第212条に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。
6. 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
7. 当事業年度末以降、提出日の前月末（平成18年5月31日）までに、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使により株式数127千株、資本金30,483千円、資本準備金30,463千円、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使により株式数36千株、資本金8,827千円、資本準備金8,814千円が増加しております。

(4) 【所有者別状況】

平成18年3月31日現在

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	173	58	1,812	498	10	29,209	31,760	—
所有株式数 （単元）	—	505,394	13,200	243,692	494,837	55	142,428	1,399,606	5,697,054
所有株式数の 割合（％）	—	36.11	0.94	17.41	35.36	0.00	10.18	100.00	—

- (注) 1. 自己株式524,927株は「個人その他」に524単元、「単元未満株式の状況」に927株含まれております。なお、自己株式524,927株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は522,927株であります。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、81単元含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	68,890	4.90
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	59,263	4.21
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	46,620	3.31
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海 アイランド トリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	36,494	2.59
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海 アイランド トリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	36,494	2.59
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託 受託者 資産管理サービス信 託	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイ ランド トリトンスクエアオフィスタワ ーZ棟	36,494	2.59
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー50 5103 (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	32,098	2.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,710	1.90
ザチェースマンハッタンバン クエヌエイロンドンエスエル オムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON E C2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	23,193	1.65
モルガン・スタンレー・アン ド・カンパニー・インターナ ショナル・リミテッド (常任代理人 モルガン・ス タンレー証券会社東京支店)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E1 4 4QA ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号恵比 寿ガーデンプレイスタワー)	15,357	1.09
計	—	381,615	27.15

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 522,000	—	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,399,084,000	1,399,001	同上
単元未満株式	普通株式 5,697,054	—	1 単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	1,405,303,054	—	—
総株主の議決権	—	1,399,001	—

(注) 上記の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が81,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数81個は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	522,000	—	522,000	0.03
計	—	522,000	—	522,000	0.03

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当行はストックオプション制度を採用しております。

①平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成11年6月25日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して付与することを、平成11年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成11年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：10 当行使用人で執行役員たる地位にある者：6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

※1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成11年7月21日（以下「権利付与日」という）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。

※2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

②平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成12年6月28日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）並びに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する者に対して付与することを、平成12年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成12年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）並びに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する使用人：275
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- ※1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成12年7月7日（以下「権利付与日」という）の前日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。
- ※2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

③平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月27日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付取締役である使用人に対して付与することを、平成13年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付役員である使用人：252
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- ※1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成13年7月6日（以下「権利付与日」という）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- ※2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

④平成14年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成14年 6 月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年 6 月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役： 8 使用人：180
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

※1 1株当たりの払込金額は、平成14年 7 月 5 日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）が、新株予約権発行日の終値を下回ったため、当該終値といたしました。

※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

⑤平成15年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成15年 6 月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年 6 月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役： 8 使用人：186
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- ※1 1株当たりの払込金額は、平成15年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- ※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

⑥平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月25日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：280
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- ※1 1株当たりの払込金額は、平成16年7月6日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- ※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

⑦平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月28日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：7 使用人：455
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

※1 1株当たりの払込金額は、平成17年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ【定時総会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

ロ【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

平成18年6月28日現在

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会での決議状況 （平成17年8月26日決議）	9,000,000	6,000,000,000
前決議期間における取得自己株式	7,440,000	5,998,475,000
残存決議株式数及び価額の総額	1,560,000	1,525,000
未行使割合（％）	17.33	0.02

（注）平成17年8月26日取締役会決議にて、自己株式取得の日程を平成17年8月29日から平成18年3月17日までと定め
ました。

ニ【取得自己株式の処理状況】

平成18年6月28日現在

区分	処分、消却又は移転株式数 （株）	処分価額の総額（円）
新株発行に関する手続きを準用する処分を行った取得自 己株式	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	8,000,000	6,245,896,000
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転	—	—

（注）「消却の処分を行った取得自己株式」には、単元未満株式の買取りによる自己株式が含まれております。

ホ【自己株式の保有状況】

平成18年6月28日現在

区分	株式数（株）
保有自己株式数	544,795

（注）「保有自己株式数」の欄には、単元未満株式の買取りによる自己株式を含めております。なお、株式数には、平
成18年6月1日から報告書を提出する日までの単元未満株式の買取り及び買増し請求による自己株式の増加及び
減少を含めておりません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題として位置づけ、基本方針を次のとおりとさせていただきます。

(1) 業績連動型配当の実施

利益配当金につきましては、従来の安定配当の考え方を堅持しつつ、業績連動型の配当方式を導入しております。具体的な方式といたしましては、業績にかかわらず安定的にお支払いする普通配当金に、一定水準の業績を達成することができた場合にその業績に連動する特別配当金を加えたものを各事業年度の配当金とさせていただきます。

①普通配当金

当行の収益力や株主の皆さまの価値向上を重視する方針を踏まえ、1株当たり年7円とさせていただきます。

②特別配当金

業績に連動する部分として、事業年度の当期純利益が500億円を上回る場合にその超過額の30%を目途に株主の皆さまにお支払いするものといたします。なお、当事業年度の特別配当金は1株当たり年2円とさせていただきます。

この結果、中間配当金は見送らせていただいておりますので、当事業年度末の普通株式の配当金につきましては、1株当たり9円とさせていただきます。

(2) 自己株式取得の実施

今後も機動的に自己株式の取得を行っていく予定であり、配当金に自己株式取得を加えた株主還元率（(配当金総額+自己株式取得総額)÷当期純利益）は、30%以上を目指してまいります。

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第141期	第142期	第143期	第144期	第145期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高（円）	520	555	639	702	1,032
最低（円）	389	345	361	529	572

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月
最高（円）	944	990	1,032	988	950	966
最低（円）	801	836	900	850	844	883

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役会長		平澤 貞昭	昭和7年4月7日生	昭和30年4月 大蔵省入省 平成元年6月 大蔵事務次官 平成2年6月 同退官 平成4年7月 国民金融公庫 総裁 平成6年5月 同退任 平成6年6月 当行入行 同頭取 平成16年6月 取締役会長兼頭取 平成17年6月 取締役会長（代表取締役） 平成18年6月 取締役会長（現職）	70
頭取 (代表取締役)		小川 是	昭和15年2月26日生	昭和37年4月 大蔵省入省 平成8年1月 大蔵事務次官 平成9年7月 同退官 平成13年6月 日本たばこ産業株式会社 代表取締役会長 平成16年6月 同退任 平成17年6月 当行入行 同頭取（現職）	50
副頭取 (代表取締役)		早川 洋	昭和22年4月29日生	昭和45年4月 当行入行 平成8年6月 総合企画部協会担当部長 平成9年6月 取締役総合企画部協会担当 部長 平成11年9月 取締役営業本部副本部長兼 事務局長 平成12年4月 取締役執行役員営業本部副 本部長 平成12年5月 取締役常務執行役員営業本 部副本部長 平成13年6月 常務執行役員営業本部副本 部長 平成14年4月 頭取室付（待命） 平成14年6月 常勤監査役 平成18年5月 退任 平成18年6月 副頭取（現職）	38
代表取締役	C S向上本部 長兼営業戦略 本部長	大久保 千行	昭和27年11月23日生	昭和50年4月 当行入行 平成12年5月 法人部長 平成13年4月 執行役員法人部長 平成13年7月 執行役員リテール企画部長 兼営業本部事務局長 平成14年4月 執行役員経営企画部長 平成14年6月 取締役経営企画部長 平成15年6月 代表取締役経営企画部長 平成17年6月 代表取締役 平成18年1月 代表取締役C S向上本部副 本部長兼営業推進本部副本 部長 平成18年4月 代表取締役C S向上本部長 兼営業戦略本部長（現職）	5
代表取締役	C S向上本部 副本部長	太田 嘉雄	昭和27年8月21日生	昭和50年4月 当行入行 平成15年6月 経営管理部長 平成15年6月 取締役経営管理部長 平成16年6月 代表取締役経営管理部長 平成17年6月 代表取締役 平成18年4月 代表取締役C S向上本部副 本部長（現職）	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役	本店営業部長 兼本店ブロック営業本部長	三村 智之	昭和30年3月3日生	昭和52年4月 当行入行 平成15年2月 厚木支店長兼県央ブロック 営業本部副本部長 平成16年6月 執行役員厚木支店長兼県央 ブロック営業本部長 平成17年6月 常務執行役員横浜駅前支店 長兼横浜中ブロック営業本 部長 平成18年4月 常務執行役員本店営業部長 兼本店ブロック営業本部長 平成18年6月 取締役常務執行役員本店営 業部長兼本店ブロック営業 本部長(現職)	114
取締役	経営企画部長	伊東 真幸	昭和30年5月27日生	昭和53年4月 当行入行 平成16年6月 営業統括部長兼秘書室長兼 経営企画部会議事務局長 平成16年6月 執行役員営業統括部長 平成16年12月 執行役員営業統括部長兼C S向上本部副本部長 平成17年2月 執行役員営業統括部長兼C S向上本部副本部長兼営業 推進本部副本部長 平成17年6月 執行役員経営企画部長 平成18年6月 取締役執行役員経営企画部 長(現職)	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
常勤監査役		津村 和孝	昭和25年11月10日生	昭和48年4月 当行入行 平成11年4月 鶴見支店長 平成12年5月 執行役員鶴見支店長 平成13年4月 執行役員川崎支店長 平成14年4月 常務執行役員営業本部副本部長 平成15年2月 常務執行役員川崎・横浜北ブロック営業本部長兼東京・県外ブロック営業本部長 平成15年4月 常務執行役員本店営業部長兼横浜南ブロック営業本部長 平成16年6月 取締役常務執行役員本店営業部長兼横浜南ブロック営業本部長 平成18年4月 取締役 平成18年6月 常勤監査役（現職）	53
常勤監査役		大蔵 純	昭和25年2月15日生	昭和47年4月 当行入行 平成13年10月 経営企画部主計室長 平成15年6月 常勤監査役（現職）	7
常勤監査役		小林 信介	昭和20年2月5日生	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年5月 同考査役 平成2年11月 同長崎支店長 平成6年7月 同札幌支店長 平成8年9月 同検査役検査室長 平成10年6月 同退職 平成10年6月 株式会社大京常勤監査役 平成14年6月 同退任 平成14年6月 当行常勤監査役（現職）	13
監査役		星野 正宏	昭和8年7月14日生	昭和32年4月 相模鉄道株式会社入社 昭和59年6月 同取締役 平成3年6月 同常務取締役住宅営業本部長兼ビル営業本部長 平成5年6月 同専務取締役 平成6年7月 同専務取締役不動産営業本部長 平成7年1月 同代表取締役社長 平成13年1月 同代表取締役会長（現職） 平成16年6月 当行監査役（現職） （主な兼職） 相模鉄道株式会社代表取締役会長	1
計					369

（注） 監査役小林信介及び星野正宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(参考)

1. 当行は、執行役員制度を導入しております。執行役員の状況は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
取締役常務執行役員 (本店営業部長兼本店ブロック営業 本部長)	三村 智之
取締役執行役員 (経営企画部長)	伊東 真幸
常務執行役員 (川崎支店長兼川崎・京浜ブロック 営業本部長)	牛嶋 素一
常務執行役員 (市場営業部長)	寺村 泰彦
執行役員 (東京支店長兼東京・県外ブロック 営業本部長)	池田 鉄伸
執行役員 (横浜駅前支店長兼横浜中ブロック 営業本部長)	金子 隆一
執行役員 (法人営業部長)	石井 允三幸
執行役員 (相模原駅前支店長兼県北ブロック 営業本部長)	吉川 節
執行役員 (個人営業部長兼横浜北ブロック営 業本部長)	下山 秀弥
執行役員 (厚木支店長兼県央ブロック営業本 部長)	青井 俊夫
執行役員 (藤沢中央支店長兼湘南・小田原ブ ロック営業本部長)	野口 隆
執行役員 (IT統括部長)	米田 誠一
執行役員 (横須賀支店長兼横浜南ブロック営 業本部長兼横須賀ブロック営業本部 長)	松田 尚

2. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役小林信介、星野正宏の補欠の社外監査役として、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
滝本 豊水	昭和24年7月15日生	昭和47年4月 大蔵省入省 昭和63年6月 内閣法制局参事官 平成11年9月 大蔵省大臣官房審議官 平成12年6月 同退官 平成12年7月 弁護士登録	—

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識し、会社法等の法令の趣旨を尊重しながら、取締役会及び監査役が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

また、執行役員制度を導入し、取締役とともに担当部門の業務について責任をもって行う体制としております。さらに、取締役会の活性化と経営環境変化へのより迅速な対応を実現するため、取締役の任期を1年としております。

(2) 会社の機関の内容

当行では、取締役会を頂点として、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。

当行の経営上の意思決定、執行及び監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

A. 取締役会

取締役会は、取締役6名（平成18年3月末現在）で構成され、経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行を決定するほか、取締役が取締役会にコンプライアンス、リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告しております。取締役会は、原則毎月1回開催しております。

B. 監査役・監査役会

当行は監査役会制度を採用しており、監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役2名（非常勤監査役を含む。平成18年3月末現在）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。

また、社外監査役を含めた監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、スタッフ1名を配置しております。監査役会は、原則毎月1回開催しております。

C. 経営会議

経営会議は、代表取締役、取締役によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他行内規程に定めた経営上の重要事項の決定等を行っております。経営会議は、原則毎週1回開催しております。

D. 経営諮問会議

経営諮問会議は、取締役会の諮問機関として社外の有識者を中心に構成され、外部からの客観的かつ幅広い視点で、経営戦略、役員の選任及び報酬に関する事項を含めた経営全般について助言・提言を行い、取締役会では、その助言・提言を十分に考慮して意思決定を行っております。経営諮問会議は、原則3か月に1回開催しております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当行は、経営理念の下、ステークホルダーとの密接な連帯と融和により限らない発展を目指すにあたり、業務の適正を確保するための体制を、以下のとおり整備しております。

A. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会で、「倫理綱領」、「行動規範の手引き」、「遵守すべき項目」等について記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に法令等遵守の徹底を行っております。
- ② 取締役会で、年度ごとにコンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を制定しております。
- ③ コンプライアンスを統括する部署を設置し、同部署の部長がコンプライアンスオフィサーとして業務全般を統括しております。
- ④ コンプライアンス統括部署は、内部監査部署より被監査部署でのコンプライアンス上の指摘事項について改善の要請を受けた場合は、速やかに被監査部署に対して改善指導を行っております。コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が直接報告することを可能とし、報告を受けた場合は、コンプライアンス統括部署は速やかに是正・改善措置を講じております。
- ⑤ 取締役直属組織とし、執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理しております。また、これらの文書等は常時閲覧できるものとしております。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会で定めた「リスク管理の基本規程」により、リスク種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めております。
- ② 取締役会及び経営会議等で、リスク種類や内容に応じたリスク全般に関する報告及び決定を行っております。
- ③ 内部監査部署は、リスク管理態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 業務の分掌及び職制、並びに職務の権限に関する規程の策定
- ② 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定
- ④ 取締役会及び経営会議における業績ほか主要事項の進捗管理

E. 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当行はグループ各社に取締役及び監査役を派遣し、当行及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築しております。
- ② グループ各社で経営目標を設定し、当行所管部署において経営目標の履行状況を定期的に検証し、達成度に応じた業績評価結果を還元しております。
- ③ 当行の内部監査部署は、当行及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当行及びグループ各社の取締役及び監査役に報告しております。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助しております。
- ② 監査役は監査役室に属する職員の人事異動について、事前に報告を受け、協議を行っております。

G. 取締役・使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役会では、法律に定める事項のほか、必要に応じて取締役又は使用人から報告を受けております。

H. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当行が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換を行っております。
- ② 監査役は、その他取締役及び使用人とも定期的に会合をもつなど、監査環境の整備を行っております。

(4) リスク管理体制の整備の状況

近年、銀行が直面しているリスクは多様化、複雑化しており、経営の健全性の維持、向上の観点から、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、その高度化に努めております。具体的には、各リスクを個々に管理するだけでなく、計量化の可能なリスクを統合的に把握した上で、リスク・リターンを勘案し、体力の範囲内で適切に経営資源の配分を行っていく必要があるとの考え方にに基づき、統合的なリスク管理の実現に向けて、体制や規程などの整備を進めております。

A. 統合リスク管理体制

当行では、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク統括部署及び信用リスクや市場・流動性リスクなどの各リスクの管理部門をそれぞれ定め、全体としてリスク管理を統合的に行う態勢とし、各部門において規程に基づいた適切なリスク管理を実施しております。

B. リスク管理関連会議

当行全体としての適切なリスク管理を行うため、「ALM会議」、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」を設置し、各リスクの管理方針に関する協議、リスクのモニタリングなどを行っております。「ALM会議」は原則毎月1回、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」は、原則3か月に1回開催しております。

また、大口与信を中心に個別の信用リスクに関する適切な判断を行うため、「投融資会議」を設置し、個別投融資案件の審査等を行っております。「投融資会議」は必要の都度、開催しております。

C. 危険管理体制

災害時やシステムリスク等の各リスクの顕在化に伴う危機対応を適切に行うため、「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を策定するとともに、「危機管理委員会」を設置しております。リスクの顕在化発生時には、「危機管理委員会」が必要に応じて各種の「緊急時対策本部」を設置し、対応を図ることができる体制としております。

D. コンプライアンス態勢

当行では、コンプライアンスの基本方針等について審議する機関として「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス会議」を設置するなど、順次組織・規程面での整備を実施し、法令等遵守に対する経営陣の積極的関与、コンプライアンスチェックのよりいっそうの強化、管理体制面の整備及び営業店への指導を徹底し、さらなるコンプライアンス態勢の確立に取り組んでおります。

今後とも金融機能を通して地域の経済・社会の健全な発展に資するという地域に根ざす金融機関としての公共的使命と社会的責任の重さに鑑み、「コンプライアンスが経営の最重要課題の一つである」と認識したうえで、法令等遵守の徹底とコンプライアンス態勢の整備に努めてまいります。

(5) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当行の内部監査は、監査部により各営業店等及び本部部署ごとに行われており、その監査結果は、経営会議、取締役会、監査役会に報告されております。

監査役は取締役の職務執行を監査するとともに業務監査を実施しており、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

また、監査部と会計監査人は、定期的な意見交換の場をもち、相互連携を図っております。

当行は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約しており、平成18年3月期の当行監査業務を執行した公認会計士は、吉田 洋氏、岸野 勝氏、松崎 雅則氏の3名であり、補助者としては公認会計士5名、会計士補6名、その他7名の合計21名で構成されておりました。

(6) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬の総額は、194百万円、監査役に対する報酬の総額は51百万円であります。なお、上記以外に支払った前期の利益処分による役員賞与金は取締役37百万円、監査役11百万円であります。

(7) 監査報酬の内容

当行の監査法人トーマツに対する、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の総額は、40百万円であります。また、上記以外の報酬は14百万円であります。

(8) 当行と当行の社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

また、社外監査役 星野 正宏氏は 相模鉄道株式会社の代表取締役であり、当行は同社との間で経常的な金融取引を行っております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）及び当事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
（資産の部）					
現金預け金		566,483	5.30	305,844	2.83
コールローン及び買入手形		86,959	0.81	19,900	0.18
買入金銭債権		200,976	1.88	304,277	2.82
特定取引資産		50,925	0.48	28,386	0.26
有価証券	※1,7	1,432,580	13.40	1,363,469	12.62
貸出金	※2,3,4,5 6,7,8	7,790,062	72.87	8,125,307	75.22
外国為替	※6	6,261	0.06	5,324	0.05
その他資産	※7,9	90,100	0.84	172,023	1.59
動産不動産	※7,10, 11,12	141,617	1.32	139,400	1.29
繰延税金資産		48,787	0.46	5,597	0.05
連結調整勘定		1,056	0.01	822	0.01
支払承諾見返		349,167	3.27	394,032	3.65
貸倒引当金		△74,850	△0.70	△62,194	△0.57
資産の部合計		10,690,128	100.00	10,802,190	100.00

		前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 （%）	金額（百万円）	構成比 （%）
（負債の部）					
預金	※7	9,257,078	86.60	9,408,379	87.10
譲渡性預金		39,861	0.37	41,661	0.39
コールマネー及び売渡手形		168,186	1.57	293	0.00
特定取引負債		2,165	0.02	5,124	0.05
借入金	※13	33,439	0.31	17,359	0.16
外国為替		60	0.00	99	0.00
社債	※14	86,000	0.81	65,000	0.60
その他負債		130,878	1.22	115,037	1.06
退職給付引当金		74	0.00	88	0.00
繰延税金負債		—	—	7,478	0.07
再評価に係る繰延税金負債	※10	22,773	0.21	22,736	0.21
支払承諾		349,167	3.27	394,032	3.65
負債の部合計		10,089,684	94.38	10,077,290	93.29
（少数株主持分）					
少数株主持分		3,557	0.03	44,557	0.41
（資本の部）					
資本金	※15	214,862	2.01	215,179	1.99
資本剰余金		176,482	1.65	176,798	1.64
利益剰余金		170,107	1.59	189,923	1.76
土地再評価差額金	※10	32,048	0.30	32,516	0.30
その他有価証券評価差額金		26,202	0.25	66,396	0.61
為替換算調整勘定		△0	△0.00	△0	△0.00
自己株式	※16	△22,815	△0.21	△471	△0.00
資本の部合計		596,886	5.59	680,342	6.30
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		10,690,128	100.00	10,802,190	100.00

②【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		260,599	100.00	246,043	100.00
資金運用収益		174,385		173,324	
貸出金利息		155,192		151,048	
有価証券利息配当金		16,324		16,024	
コールローン利息及び買 入手形利息		196		712	
債券貸借取引受入利息		—		0	
預け金利息		668		752	
その他の受入利息		2,004		4,786	
役務取引等収益		46,359		51,398	
特定取引収益		924		385	
その他業務収益		20,096		15,257	
その他経常収益		18,833		5,678	
経常費用		164,116	62.98	143,274	58.23
資金調達費用		5,941		6,865	
預金利息		2,359		4,220	
譲渡性預金利息		26		21	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		7		25	
売現先利息		—		0	
債券貸借取引支払利息		0		—	
借入金利息		1,324		622	
社債利息		1,302		986	
その他の支払利息		920		989	
役務取引等費用		8,588		7,672	
特定取引費用		143		—	
その他業務費用		12,396		9,709	
営業経費		87,290		90,791	
その他経常費用		49,755		28,235	
貸倒引当金繰入額		20,524		2,947	
その他の経常費用	※1	29,231		25,287	
経常利益		96,482	37.02	102,769	41.77
特別利益		4,690	1.80	4,937	2.01
動産不動産処分益		182		54	
償却債権取立益		4,291		4,882	
証券取引責任準備金取崩額		0		—	
その他の特別利益		216		—	
特別損失		1,397	0.54	557	0.23
動産不動産処分損		1,397		452	
減損損失	※2	—		105	
税金等調整前当期純利益		99,775	38.28	107,148	43.55
法人税、住民税及び事業税		13,863	5.32	22,246	9.04
法人税等調整額		27,835	10.68	23,140	9.41
少数株主利益		368	0.14	909	0.37
当期純利益		57,706	22.14	60,852	24.73

③【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		149,839	176,482
資本剰余金増加高		26,642	316
増資による新株の発行		74	316
自己株式処分差益		2	0
旧商法に基づき発行された 転換社債の転換による増加 高		26,564	—
資本剰余金期末残高		176,482	176,798
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		154,132	170,107
利益剰余金増加高		57,947	60,852
当期純利益		57,706	60,852
土地再評価差額金の取崩に よる増加高		241	—
利益剰余金減少高		41,972	41,037
配当金		7,130	11,994
役員賞与		—	49
自己株式消却額		34,842	28,525
土地再評価差額金の取崩に よる減少高		—	467
利益剰余金期末残高		170,107	189,923

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		99,775	107,148
減価償却費		8,708	8,745
減損損失		—	105
連結調整勘定償却額		110	234
持分法による投資損益 (△)		△491	△548
貸倒引当金の増加額		△9,446	△12,618
退職給付引当金の増加額		12	14
資金運用収益		△174,385	△173,324
資金調達費用		5,941	6,865
有価証券関係損益 (△)		△7,420	7,098
為替差損益 (△)		△1,361	△3,404
動産不動産処分損益 (△)		1,215	398
特定取引資産の純増 (△) 減		70,205	22,538
特定取引負債の純増減 (△)		△452	2,958
貸出金の純増 (△) 減		156,784	△335,244
預金の純増減 (△)		131,135	151,301
譲渡性預金の純増減 (△)		△8,198	1,800
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		△30,565	△1,079
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減		△12,827	△26,858
コールローン等の純増 (△) 減		△109,981	△39,958
コールマネー等の純増減 (△)		167,278	△167,892
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		1,818	937
外国為替 (負債) の純増減 (△)		△45	39
資金運用による収入		184,224	175,141
資金調達による支出		△5,592	△7,448
その他		△201,233	△27,959
小計		265,207	△311,010
法人税等の支払額		△6,448	△18,579
営業活動によるキャッシュ・フロー		258,759	△329,590
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△1,334,471	△1,140,998
有価証券の売却による収入		878,877	504,857
有価証券の償還による収入		310,919	694,997
動産不動産の取得による支出		△4,638	△4,864
動産不動産の売却による収入		1,740	1,684
投資活動によるキャッシュ・フロー		△147,572	55,675
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出		△50,000	△15,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		△47	△21,000
株式の発行による収入		149	632
少数株主からの払込みによる収入		—	40,000
配当金支払額		△7,130	△11,994
少数株主への配当金支払額		△4	△5
自己株式の取得による支出		△57,273	△6,189
自己株式の売却による収入		15	8
財務活動によるキャッシュ・フロー		△114,290	△13,547
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△8	△34
V 現金及び現金同等物の増加額		△3,111	△287,497
VI 現金及び現金同等物の期首残高		547,011	543,900
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	543,900	256,402

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 10社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 8社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 9社 (2) 同左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 同左 ② ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 127,540百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 85,297百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 同左

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	
	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(8) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 ① 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 1,549百万円、繰延ヘッジ利益は 1,037百万円であります。 ② 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記①、②以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 ① 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 421百万円、繰延ヘッジ利益は 106百万円であります。 ② 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(10)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(10)消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。	同左
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
-----	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

追加情報

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	-----

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)																				
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 1,488百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,394百万円、延滞債権額は 193,675百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 7,404百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 45,492百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 253,967百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、80,637百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>562,429百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>9,420百万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr> <td>預金</td><td>44,058百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 143,441百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 8,518百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 10百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,543,642百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,097,062百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	562,429百万円	貸出金	9,420百万円	担保資産に対応する債務		預金	44,058百万円	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,157百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,625百万円、延滞債権額は 158,544百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4,377百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,809百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 211,357百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,429百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>467,356百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>353,958百万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr> <td>預金</td><td>43,312百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,436百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 7,071百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,788,740百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,254,159百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	467,356百万円	貸出金	353,958百万円	担保資産に対応する債務		預金	43,312百万円
担保に供している資産																					
有価証券	562,429百万円																				
貸出金	9,420百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	44,058百万円																				
担保に供している資産																					
有価証券	467,356百万円																				
貸出金	353,958百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	43,312百万円																				

前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 1,555百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 1,100百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,810百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 101,248百万円 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 29,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※15. 当行の発行済株式の総数 普通株式 1,419,977千株 優先株式 30,000千株 なお、「重要な後発事象」に記載しておりますが、当行は、上記発行済株式のうち、普通株式 8,000千株及び優先株式 30,000千株について、平成17年5月10日の取締役会決議に基づき、平成17年5月13日に消却いたしました。これにより、「当行の発行済株式の総数」は、相当数減少しております。 ※16. 連結会社が保有する当行の株式の数 普通株式 8,854千株 優先株式 30,000千株 なお、「重要な後発事象」に記載しておりますが、当行は、上記当行の株式のうち、普通株式 8,000千株及び優先株式 30,000千株について、平成17年5月10日の取締役会決議に基づき、平成17年5月13日に消却いたしました。	※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 431百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 129百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 103,406百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※15. 当行の発行済株式の総数 普通株式 1,405,303千株 ※16. 連結会社が保有する当行の株式の数 普通株式 522千株

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1. その他の経常費用には、貸出金償却 19,548百万円及び株式等償却 575百万円を含んでおります。 —————	※1. その他の経常費用には、貸出金償却 20,394百万円及び株式等償却 825百万円を含んでおります。 ※2. 神奈川県内の遊休資産1物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を減損損失に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年 3月31日現在 現金預け金勘定 566,483百万円 日本銀行以外への預け金 △22,583百万円 現金及び現金同等物 543,900百万円	※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年 3月31日現在 現金預け金勘定 305,844百万円 日本銀行以外への預け金 △49,442百万円 現金及び現金同等物 256,402百万円
2. 重要な非資金取引の内容 旧商法に基づき発行された転換社債の転換による資本金増加額 26,564百万円 旧商法に基づき発行された転換社債の転換による資本剰余金増加額 26,564百万円 旧商法に基づき発行された転換社債の転換による減少額 53,129百万円	-----

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table><tr><td></td><td>動産 (百万円)</td><td>その他 (百万円)</td><td>合計 (百万円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>399</td><td>80</td><td>479</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>270</td><td>42</td><td>313</td></tr><tr><td>年度末残高相当額</td><td>128</td><td>37</td><td>165</td></tr></table> ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 61百万円 1年超 107百万円 合計 169百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 115百万円 減価償却費相当額 101百万円 支払利息相当額 13百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	399	80	479	減価償却累計額相当額	270	42	313	年度末残高相当額	128	37	165	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table><tr><td></td><td>動産 (百万円)</td><td>その他 (百万円)</td><td>合計 (百万円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>296</td><td>76</td><td>372</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>184</td><td>52</td><td>237</td></tr><tr><td>年度末残高相当額</td><td>111</td><td>23</td><td>135</td></tr></table> ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 47百万円 1年超 88百万円 合計 135百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 74百万円 減価償却費相当額 65百万円 支払利息相当額 8百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	296	76	372	減価償却累計額相当額	184	52	237	年度末残高相当額	111	23	135
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																														
取得価額相当額	399	80	479																														
減価償却累計額相当額	270	42	313																														
年度末残高相当額	128	37	165																														
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																														
取得価額相当額	296	76	372																														
減価償却累計額相当額	184	52	237																														
年度末残高相当額	111	23	135																														
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 6百万円 1年超 8百万円 合計 14百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 21百万円 1年超 48百万円 合計 69百万円																																

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、「買入金
銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載してありま
す。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	49,143	108

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	11,988	12,144	155	155	—
地方債	14,493	14,621	127	127	—
社債	10,054	10,011	△42	6	49
合計	36,536	36,776	240	290	49

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計 上額（百万円）	評価差額 （百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	138,225	180,968	42,743	50,305	7,562
債券	934,218	935,613	1,395	1,803	407
国債	541,178	541,981	802	823	20
地方債	147,437	147,767	329	451	122
社債	245,602	245,865	262	528	265
その他	200,546	200,476	△70	669	740
合計	1,272,990	1,317,059	44,068	52,778	8,710

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものでありま
す。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについ
ては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額と
し、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、16百万円（うち、株式 16百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会
社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意
先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	783	799	15

(売却の理由) 社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	876,845	17,911	6,478

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 事業債	128,959
その他有価証券 事業債	88,010
信託受益権	37,136
非上場株式	16,370

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 60百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成17年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	667,729	442,111	62,293	16,985
国債	394,647	131,173	26,123	2,024
地方債	89,457	53,675	12,131	6,997
社債	183,624	257,263	24,038	7,963
その他	8,715	70,588	573	160,075
合計	676,445	512,700	62,867	177,060

II 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	23,295	△135

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	17,936	17,724	△212	20	233
地方債	24,869	24,319	△550	8	558
社債	17,132	16,785	△346	0	346
合計	59,939	58,829	△1,109	28	1,138

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計 上額（百万円）	評価差額 （百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	152,065	275,422	123,357	127,327	3,969
債券	701,700	693,099	△8,600	186	8,787
国債	527,628	520,437	△7,190	56	7,247
地方債	54,658	54,257	△400	50	451
社債	119,413	118,404	△1,008	79	1,088
その他	321,866	318,832	△3,033	1,487	4,521
合計	1,175,631	1,287,355	111,723	129,002	17,278

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、11百万円（うち、株式 11百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	399	400	0

（売却の理由）社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	544,783	3,036	5,704

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 事業債	104,639
その他有価証券 事業債	135,939
信託受益権	51,893
非上場株式	15,688

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 50百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	337,887	413,230	147,103	95,395
国債	244,142	156,067	83,875	54,289
地方債	28,486	13,409	30,233	6,997
社債	65,257	243,753	32,994	34,109
その他	13,425	55,588	590	304,571
合計	351,313	468,818	147,694	399,967

（金銭の信託関係）

I 前連結会計年度末

該当事項はありません。

II 当連結会計年度末

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成17年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	44,068
その他有価証券	44,068
(△) 繰延税金負債	17,906
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	26,162
(△) 少数株主持分相当額	81
(＋) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	121
その他有価証券評価差額金	26,202

（注） 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成18年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	111,724
その他有価証券	111,724
(△) 繰延税金負債	45,397
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	66,327
(△) 少数株主持分相当額	177
(＋) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	246
その他有価証券評価差額金	66,396

（注） 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②当行の資産・負債構造の管理（A L M）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、③当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務、借入金
- ・ヘッジ手段：通貨スワップ、為替スワップ、金利スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱いはより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備を心掛けております。

デリバティブに係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク

なお、平成17年3月末における当行の与信相当額は、481億円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、統合リスク管理部が管理しております。統合リスク管理部は当行の市場リスク・信用リスクに関して統合的な管理を目指しております。

当行では、統合リスク管理部の一部がミドルオフィスとしてフロントオフィス（実際に市場取引等を行う金融市場部）から独立した組織体制下で、日常的管理を行っております。

当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。半期ごとに経営会議で決定される取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベイスポイントバリュエ等のリスク量の計測を行っております。また、当行の市場リスクの状況は、統合リスク管理部がとりまとめ、頭取が召集するA L M会議（毎月開催）に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限は、フロントオフィスから完全に独立しており、すべての与信判断は、融資所管部が行っております。デリバティブ取引に係る与信相当額については、ミドルオフィスが日次又は月次で計測、モニタリングしております。また、当行の信用リスクの状況は、統合リスク管理部がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	63,933	2,577	△43	△43
	買建	9,014	3,849	△33	△33
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,422,199	1,250,719	13,092	10,250
	受取変動・支払固定	1,381,132	1,195,308	△10,860	△6,483
	受取変動・支払変動	100	100	2	2
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	109,321	88,944	△225	1,565
	買建	4,720	2,720	0	△52
	合計	—	—	1,932	5,205

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

4. その他はキャップ取引であります。

(2) 通貨関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	272,487	229,911	396	396
	為替予約				
	売建	14,187	53	△304	△304
	買建	12,221	—	266	266
	通貨オプション				
	売建	10,041	1,272	△91	28
	買建	11,223	1,272	110	14
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	375	400

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)
 該当事項はありません。

- (4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	11,055	—	△97	△97
	買建	694	—	2	2
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△94	△94

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

- (5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)
 該当事項はありません。

- (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)
 該当事項はありません。

Ⅱ 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②当行の資産・負債構造の管理（A L M）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、③当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務、借入金
- ・ヘッジ手段：通貨スワップ、為替スワップ、金利スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱いはより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備を心掛けております。

デリバティブ取引に係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためにコストが発生するリスク

なお、平成18年3月末における当行の与信相当額は、662億円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行は、統合リスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、統合リスク管理室が管理しております。統合リスク管理室は当行の市場リスク・信用リスクについての統合的な管理を目指しております。

当行では、統合リスク管理室の一部がミドルオフィスとしてフロントオフィス（実際に市場取引等を行う市場営業部）及びバックオフィス（後方事務を行う事務統括部 市場事務センター・証券管理センター）から独立した組織体制下で、日常的管理を行っております。

当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。半期ごとの経営会議において、銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で決定される取引あるいは商品ごとのポジション枠とウォーニングポイント（以降の操作方針を協議するポイント）を設定しております。ミドルオフィスは、ポジション枠等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベイスポイントバリュアット等のリスク量の計測を行っております。また、当行の市場リスクの状況は、統合リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集するA L M会議（毎月開催）に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限は、フロントオフィスから完全に独立しており、すべての与信判断は、与信所管部が行っております。デリバティブ取引に係る与信相当額については、ミドルオフィスが日次又は月次で計測、モニタリングしております。また、当行全体の信用リスクの状況は、統合リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	2,489	—	1	1
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,049,135	1,645,181	△14,508	△15,546
	受取変動・支払固定	1,891,662	1,522,953	18,474	20,023
	受取変動・支払変動	100	100	1	1
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	117,363	92,647	△1,034	1,170
	買建	4,520	1,800	21	21
	合計	—	—	2,955	5,671

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

4. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	383,895	313,710	820	820
	為替予約				
	売建	43,323	—	△234	△234
	買建	43,675	—	218	218
	通貨オプション				
	売建	20,764	8,997	△299	238
	買建	19,568	8,997	299	△127
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	803	915

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	12,665	—	△2	△2
	買建	4,012	—	△8	△8
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△10	△10

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金制度の代行部分については、平成15年3月1日に将来分支給義務免除の認可を、平成16年9月1日に過去分支給義務免除の認可を、それぞれ厚生労働大臣より受け、企業年金基金制度へ移行しました。また、平成15年7月1日に退職給付制度の改定を行い、退職給付の算定方式にポイント制を導入するとともに、退職一時金制度の一部を前払い退職金制度及び確定拠出年金制度に、確定給付型の年金制度を「キャッシュバランス・プラン」（混合型年金）に移行しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

当行は退職給付信託を設定しております。

一部の連結子会社は退職一時金制度を設けており、連結子会社のうち1社は確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務(注)1, 2	(A)	△73,056	△74,417
年金資産	(B)	64,008	79,248
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	△9,047	4,831
未認識数理計算上の差異	(D)	38,611	23,624
未認識過去勤務債務(債務の減額)(注)3	(E)	△766	—
連結貸借対照表計上額純額	(F)=(C)+(D)+(E)	28,796	28,456
前払年金費用	(G)	28,871	28,545
退職給付引当金	(F)-(G)	△74	△88

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 平成15年度における当行の退職給付制度の変更により、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1, 3	1,217	1,164
利息費用	1,693	1,458
期待運用収益	△1,760	△1,871
過去勤務債務の費用の減額処理額(注)2	△3,067	△766
数理計算上の差異の費用処理額	2,846	3,194
その他(臨時に支払った割増退職金等)	454	416
退職給付費用	1,385	3,594

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 「2. 退職給付債務に関する事項(注)3.」に記載の過去勤務債務(債務の減額)に係る費用の減額処理額であります。

3. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	3.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	2年（その発生時の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数によ る定額法による）	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	15年（各連結会計年度の発生時の 従業員の平均残存勤務期間内の一 定の年数による定額法により按分 した額を、それぞれ発生翌連結 会計年度から費用処理することと している）	同左

（税効果会計関係）

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																												
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>63,263百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>5,368百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12,087百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>80,718百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△3,292百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>77,426百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△17,906百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△7,126百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△3,606百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△28,638百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>48,787百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	63,263百万円	有価証券償却	5,368百万円	その他	12,087百万円	繰延税金資産小計	80,718百万円	評価性引当額	△3,292百万円	繰延税金資産合計	77,426百万円	その他有価証券評価差額金	△17,906百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△7,126百万円	その他	△3,606百万円	繰延税金負債合計	△28,638百万円	繰延税金資産の純額	48,787百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>43,737百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>5,426百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12,554百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>61,719百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△7,620百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>54,098百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△45,397百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△7,433百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△3,148百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△55,979百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>△1,880百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	43,737百万円	有価証券償却	5,426百万円	その他	12,554百万円	繰延税金資産小計	61,719百万円	評価性引当額	△7,620百万円	繰延税金資産合計	54,098百万円	その他有価証券評価差額金	△45,397百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△7,433百万円	その他	△3,148百万円	繰延税金負債合計	△55,979百万円	繰延税金負債の純額	△1,880百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	63,263百万円																																												
有価証券償却	5,368百万円																																												
その他	12,087百万円																																												
繰延税金資産小計	80,718百万円																																												
評価性引当額	△3,292百万円																																												
繰延税金資産合計	77,426百万円																																												
その他有価証券評価差額金	△17,906百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	△7,126百万円																																												
その他	△3,606百万円																																												
繰延税金負債合計	△28,638百万円																																												
繰延税金資産の純額	48,787百万円																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	43,737百万円																																												
有価証券償却	5,426百万円																																												
その他	12,554百万円																																												
繰延税金資産小計	61,719百万円																																												
評価性引当額	△7,620百万円																																												
繰延税金資産合計	54,098百万円																																												
その他有価証券評価差額金	△45,397百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	△7,433百万円																																												
その他	△3,148百万円																																												
繰延税金負債合計	△55,979百万円																																												
繰延税金負債の純額	△1,880百万円																																												
2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。	2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左																																												

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「銀行業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

I 前連結会計年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

II 当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1 日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1 日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	422.95	484.27
1株当たり当期純利益	円	42.22	43.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	39.64	43.08

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1 日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1 日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	57,706	60,852
普通株主に帰属しない金額	百万円	49	48
利益処分による役員賞与金	百万円	49	48
普通株式に係る当期純利益	百万円	57,657	60,804
普通株式の期中平均株式数	千株	1,365,527	1,408,079
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	88,754	3,149
非累積型配当優先株式	千株	79,768	—
転換社債	千株	7,636	—
新株予約権	千株	684	2,205
新株引受権	千株	666	944
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)								
当行は、平成17年5月10日開催の取締役会において、商法第212条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、下記のとおり実施いたしました。 <table> <tr> <td>消却した株式の種類及び数</td><td>普通株式 8,000千株</td></tr> <tr> <td></td><td>第一回優先株式 30,000千株</td></tr> <tr> <td>消却した株式の総額</td><td>22,279百万円</td></tr> <tr> <td>消却日</td><td>平成17年5月13日</td></tr> </table>	消却した株式の種類及び数	普通株式 8,000千株		第一回優先株式 30,000千株	消却した株式の総額	22,279百万円	消却日	平成17年5月13日	-----
消却した株式の種類及び数	普通株式 8,000千株								
	第一回優先株式 30,000千株								
消却した株式の総額	22,279百万円								
消却日	平成17年5月13日								

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第1回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成12年 4月26日	10,000	—	—	—	—
	第2回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成12年 9月8日	10,000	—	—	—	—
	第3回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	10,000	10,000	1.53	なし	平成23年 5月24日
	第4回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	5,000	5,000	1.08	なし	平成23年 5月24日
	第5回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 6月27日	5,000	5,000	1.50	なし	平成23年 6月27日
	第6回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 9月13日	5,000	5,000	1.55	なし	平成23年 9月13日
	第7回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成15年 8月28日	20,000	20,000	1.23	なし	平成25年 8月28日
	第8回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成16年 2月26日	20,000	20,000	1.35	なし	平成26年 2月26日
Yokohama Finance Cayman Limited	連結子会社劣後特約付 社債	平成12年 11月16日	1,000	—	—	—	—
合計		—	86,000	65,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	33,439	17,359	2.04	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	33,439	17,359	2.04	平成18年4月～ 平成24年4月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	2,744	99	133	182	200

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

		前事業年度 (平成17年 3 月31日)		当事業年度 (平成18年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		566,482	5.40	305,842	2.90
現金		166,532		148,150	
預け金		399,949		157,692	
コールローン		86,959	0.83	—	—
買入手形		—	—	19,900	0.19
買入金銭債権		200,976	1.92	304,277	2.89
特定取引資産		50,925	0.49	28,386	0.27
商品有価証券		29,144		11,295	
商品有価証券派生商品		2		17	
特定金融派生商品		1,779		5,073	
その他の特定取引資産		19,999		11,999	
有価証券	※ 1, 7	1,431,209	13.65	1,362,042	12.93
国債		553,969		538,374	
地方債		162,260		79,127	
社債		472,670		376,033	
株式		197,675		291,194	
その他の証券		44,633		77,312	
貸出金	※2,3,4, 5,7,8	7,792,435	74.33	8,124,729	77.11
割引手形	※ 6	77,973		72,138	
手形貸付		529,656		534,615	
証書貸付		6,114,249		6,401,418	
当座貸越		1,070,556		1,116,556	
外国為替		6,261	0.06	5,324	0.05
外国他店預け		1,034		1,525	
買入外国為替	※ 6	2,664		1,291	
取立外国為替		2,563		2,507	
その他資産		89,293	0.85	171,488	1.63
前払費用		30,273		29,918	
未収収益		12,472		12,469	
先物取引差入証拠金		10		—	
先物取引差金勘定		99		—	
金融派生商品		16,207		20,919	
繰延ヘッジ損失	※ 9	454		301	
その他の資産		29,775		107,879	
動産不動産	※11,12	144,620	1.38	142,401	1.35
土地建物動産	※10	135,976		135,108	
建設仮払金		133		228	
保証金権利金		8,511		7,064	
繰延税金資産		42,507	0.41	—	—
支払承諾見返		138,809	1.32	126,502	1.20
貸倒引当金		△66,872	△0.64	△54,686	△0.52
資産の部合計		10,483,610	100.00	10,536,209	100.00

		前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※7	9,286,512	88.58	9,435,603	89.55
当座預金		409,838		416,488	
普通預金		5,176,143		5,445,335	
貯蓄預金		299,866		289,366	
通知預金		54,312		65,329	
定期預金		3,112,727		3,022,247	
その他の預金		233,621		196,834	
譲渡性預金		39,861	0.38	41,661	0.40
コールマネー		386	0.01	293	0.00
売渡手形		167,800	1.60	—	—
特定取引負債		2,165	0.02	5,124	0.05
商品有価証券派生商品		67		13	
特定金融派生商品		2,098		5,110	
借入金	※13	34,439	0.33	58,359	0.55
外国為替		60	0.00	99	0.00
外国他店預り		1		10	
売渡外国為替		28		58	
未払外国為替		30		29	
社債	※14	85,000	0.81	65,000	0.62
その他負債		107,927	1.03	92,807	0.88
未決済為替借		3,200		2,393	
未払法人税等		11,784		15,708	
未払費用		7,866		7,090	
前受収益		6,005		5,750	
先物取引差金勘定		—		3	
金融派生商品		14,372		17,973	
その他の負債		64,698		43,886	
繰延税金負債		—	—	7,478	0.07
再評価に係る繰延税金負債	※10	22,773	0.22	22,736	0.22
支払承諾		138,809	1.32	126,502	1.20
負債の部合計		9,885,735	94.30	9,855,664	93.54
(資本の部)					
資本金	※15	214,862	2.05	215,179	2.04
資本剰余金		176,482	1.68	176,798	1.68
資本準備金		176,479		176,795	
その他資本剰余金		2		3	
自己株式処分差益		2		3	
利益剰余金	※16	171,273	1.63	190,492	1.81
利益準備金		37,364		38,383	
任意積立金		66,520		91,691	
動産不動産圧縮積立金		1,286		1,457	
別途積立金		65,234		90,234	
当期末処分利益		67,388		60,417	
土地再評価差額金	※10	32,048	0.31	32,516	0.31
その他有価証券評価差額金	※16	26,024	0.25	66,030	0.63
自己株式	※17	△22,815	△0.22	△471	△0.01
資本の部合計		597,875	5.70	680,544	6.46
負債及び資本の部合計		10,483,610	100.00	10,536,209	100.00

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		253,791	100.00	240,192	100.00
資金運用収益		174,120		173,130	
貸出金利息		154,979		150,897	
有価証券利息配当金		16,272		15,981	
コールローン利息		196		712	
債券貸借取引受入利息		—		0	
買入手形利息		0		0	
預け金利息		668		752	
その他の受入利息		2,004		4,786	
役務取引等収益		43,495		48,447	
受入為替手数料		11,721		11,683	
その他の役務収益		31,773		36,763	
特定取引収益		924		385	
商品有価証券収益		921		243	
特定金融派生商品収益		—		127	
その他の特定取引収益		2		13	
その他業務収益		19,039		13,742	
外国為替売買益		1,616		1,565	
国債等債券売却益		2,049		1,500	
国債等債券償還益		8		16	
金融派生商品収益		6,895		6,544	
その他の業務収益		8,468		4,115	
その他経常収益		16,212		4,485	
株式等売却益		13,517		666	
その他の経常収益		2,695		3,818	
経常費用		157,573	62.09	139,025	57.88
資金調達費用		5,943		6,875	
預金利息		2,361		4,222	
譲渡性預金利息		26		21	
コールマネー利息		7		24	
売現先利息		—		0	
債券貸借取引支払利息		0		—	
売渡手形利息		0		0	
借入金利息		1,332		637	
社債利息		1,294		979	
金利スワップ支払利息		862		206	
その他の支払利息		57		783	
役務取引等費用		11,870		11,128	
支払為替手数料		1,989		1,976	
その他の役務費用		9,881		9,151	
特定取引費用		143		—	
特定金融派生商品費用		143		—	
その他業務費用		12,331		8,924	
国債等債券売却損		6,331		5,354	
国債等債券償還損		5,800		3,483	
国債等債券償却		199		86	

		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
営業経費	※ 1	85,638	37.91	89,068	42.12
その他経常費用		41,646		23,028	
貸倒引当金繰入額		18,684	1.36	1,869	1.58
貸出金償却		15,129		16,873	
株式等売却損		65	0.55	195	0.23
株式等償却		195		691	
その他の経常費用		7,571	38.72	3,398	43.47
経常利益		96,218		101,166	
特別利益		3,442	1.36	3,795	1.58
動産不動産処分益		182		54	
償却債権取立益		3,043	0.55	3,741	0.23
証券取引責任準備金取崩額		0		—	
その他の特別利益		216	38.72	—	43.47
特別損失		1,397		557	
動産不動産処分損		1,397	4.93	452	8.98
減損損失		—		105	
税引前当期純利益		98,263	11.12	104,404	9.40
法人税、住民税及び事業税		12,503		21,578	
法人税等調整額		28,224	22.67	22,570	25.09
当期純利益		57,536		60,255	
前期繰越利益		44,453		29,155	
土地再評価差額金取崩額		241		△467	
自己株式消却額		34,842		28,525	
当期末処分利益		67,388		60,417	

③【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成17年6月28日)	当事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月28日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(当期末処分利益の処分)			
当期末処分利益		67,388	60,417
任意積立金取崩額		109	455
動産不動産圧縮積立金取崩額		109	455
計		67,498	60,872
利益処分額		38,343	40,692
利益準備金		1,018	0
配当金		(1株につき 8円50銭) (うち普通配当金7円00銭) (特別配当金1円50銭) 11,994	(1株につき 9円00銭) (うち普通配当金7円00銭) (特別配当金2円00銭) 12,643
役員賞与金		49	48
取締役賞与金		37	37
監査役賞与金		11	11
任意積立金		25,281	28,000
動産不動産圧縮積立金		281	—
別途積立金		25,000	28,000
次期繰越利益		29,155	20,180
(その他資本剰余金の処分)			
その他資本剰余金		2	3
その他資本剰余金次期繰越高		2	3

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 特定取引資産・負債 の評価基準及び収益・ 費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左
2. 有価証券の評価基準 及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左
3. デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左
5. 繰延資産の処理方法	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 117,343百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 75,465百万円であります。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(2) 退職給付引当金 同左
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 1,549百万円、繰延ヘッジ利益は 1,037百万円であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記(1)(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 421百万円、繰延ヘッジ利益は 106百万円であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
-----	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年 8月 9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は 105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

追加情報

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年 3月法律第 9号）が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	-----

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																				
※ 1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,294百万円、延滞債権額は 202,267百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 7,404百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 41,291百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 258,258百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、80,637百万円であります。 ※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>562,429百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>9,420百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>44,058百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 143,441百万円を差し入れております。 ※ 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,548,732百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,102,152百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	562,429百万円	貸出金	9,420百万円	担保資産に対応する債務		預金	44,058百万円	※ 1. 子会社の株式総額 1,282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,427百万円、延滞債権額は 162,124百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4,377百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,001百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 213,931百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,429百万円であります。 ※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>467,356百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>353,958百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>43,312百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,436百万円を差し入れております。 ※ 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,793,320百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,258,739百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	467,356百万円	貸出金	353,958百万円	担保資産に対応する債務		預金	43,312百万円
担保に供している資産																					
有価証券	562,429百万円																				
貸出金	9,420百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	44,058百万円																				
担保に供している資産																					
有価証券	467,356百万円																				
貸出金	353,958百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	43,312百万円																				

前事業年度 (平成17年 3月31日)	当事業年度 (平成18年 3月31日)
※ 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 1,555百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 1,100百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,810百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 99,943百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,131百万円 (当事業年度圧縮記帳額 75百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 30,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※15. 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,600,000千株 優先株式 230,000千株 ただし、当行の定款の定めるところにより、普通株式につき消却があった場合又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。 発行済株式の総数 普通株式 1,419,977千株 優先株式 30,000千株 なお、「重要な後発事象」に記載しておりますが、上記発行済株式のうち、普通株式 8,000千株及び優先株式 30,000千株につきましては、平成17年 5月10日の取締役会決議に基づき、平成17年 5月13日に消却いたしました。これにより、「会社が発行する株式の総数」及び「発行済株式の総数」は、それぞれ相当数減少しております。 ※16. 商法施行規則第124条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、29,314百万円であります。 ※17. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 8,854千株 優先株式 30,000千株 なお、「重要な後発事象」に記載しておりますが、上記自己株式のうち、普通株式 8,000千株及び優先株式 30,000千株につきましては、平成17年 5月10日の取締役会決議に基づき、平成17年 5月13日に消却いたしました。	※ 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 431百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 129百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 102,101百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 55,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※15. 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,584,000千株 優先株式 200,000千株 ただし、当行の定款の定めるところにより、普通株式につき消却があった場合又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。 発行済株式の総数 普通株式 1,405,303千株 ※16. 旧商法施行規則第124条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、69,818百万円であります。 ※17. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 522千株

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
-----	※ 1. 神奈川県内の遊休資産 1 物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を「減損損失」に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																														
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>101百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>94百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>6百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>3百万円</td></tr> </table> - 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>20百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		動産	取得価額相当額	101百万円	減価償却累計額相当額	94百万円	期末残高相当額	6百万円	1年内	3百万円	1年超	0百万円	合計	3百万円	支払リース料	20百万円	減価償却費相当額	17百万円	支払利息相当額	0百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>42百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>14百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>27百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> - 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 同左 - 利息相当額の算定方法 同左 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>21百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>48百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>69百万円</td></tr> </table>		動産	取得価額相当額	42百万円	減価償却累計額相当額	14百万円	期末残高相当額	27百万円	1年内	5百万円	1年超	16百万円	合計	22百万円	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	21百万円	1年超	48百万円	合計	69百万円
	動産																																														
取得価額相当額	101百万円																																														
減価償却累計額相当額	94百万円																																														
期末残高相当額	6百万円																																														
1年内	3百万円																																														
1年超	0百万円																																														
合計	3百万円																																														
支払リース料	20百万円																																														
減価償却費相当額	17百万円																																														
支払利息相当額	0百万円																																														
	動産																																														
取得価額相当額	42百万円																																														
減価償却累計額相当額	14百万円																																														
期末残高相当額	27百万円																																														
1年内	5百万円																																														
1年超	16百万円																																														
合計	22百万円																																														
支払リース料	5百万円																																														
減価償却費相当額	5百万円																																														
支払利息相当額	0百万円																																														
1年内	21百万円																																														
1年超	48百万円																																														
合計	69百万円																																														

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ 前事業年度(平成17年 3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ 当事業年度(平成18年 3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																												
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>58,791百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>5,070百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>10,194百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>74,056百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△3,009百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>71,047百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△17,810百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△7,126百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△3,603百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△28,539百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>42,507百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	58,791百万円	有価証券償却	5,070百万円	その他	10,194百万円	繰延税金資産小計	74,056百万円	評価性引当額	△3,009百万円	繰延税金資産合計	71,047百万円	その他有価証券評価差額金	△17,810百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△7,126百万円	その他	△3,603百万円	繰延税金負債合計	△28,539百万円	繰延税金資産の純額	42,507百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>38,489百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>5,171百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>10,434百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>54,096百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△5,815百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>48,280百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△45,187百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△7,433百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△3,136百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△55,758百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>△7,478百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	38,489百万円	有価証券償却	5,171百万円	その他	10,434百万円	繰延税金資産小計	54,096百万円	評価性引当額	△5,815百万円	繰延税金資産合計	48,280百万円	その他有価証券評価差額金	△45,187百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△7,433百万円	その他	△3,136百万円	繰延税金負債合計	△55,758百万円	繰延税金負債の純額	△7,478百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	58,791百万円																																												
有価証券償却	5,070百万円																																												
その他	10,194百万円																																												
繰延税金資産小計	74,056百万円																																												
評価性引当額	△3,009百万円																																												
繰延税金資産合計	71,047百万円																																												
その他有価証券評価差額金	△17,810百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	△7,126百万円																																												
その他	△3,603百万円																																												
繰延税金負債合計	△28,539百万円																																												
繰延税金資産の純額	42,507百万円																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	38,489百万円																																												
有価証券償却	5,171百万円																																												
その他	10,434百万円																																												
繰延税金資産小計	54,096百万円																																												
評価性引当額	△5,815百万円																																												
繰延税金資産合計	48,280百万円																																												
その他有価証券評価差額金	△45,187百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	△7,433百万円																																												
その他	△3,136百万円																																												
繰延税金負債合計	△55,758百万円																																												
繰延税金負債の純額	△7,478百万円																																												
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左																																												

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	423.65	484.41
1株当たり当期純利益	円	42.09	42.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	39.52	42.66

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	57,536	60,255
普通株主に帰属しない金額	百万円	49	48
利益処分による役員賞与金	百万円	49	48
普通株式に係る当期純利益	百万円	57,487	60,206
普通株式の期中平均株式数	千株	1,365,527	1,408,079
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	88,754	3,149
非累積型配当優先株式	千株	79,768	—
転換社債	千株	7,636	—
新株予約権	千株	684	2,205
新株引受権	千株	666	944
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
平成17年5月10日開催の取締役会において、商法第212条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、下記のとおり実施いたしました。 消却した株式の種類及び数 普通株式 8,000千株 第一回優先株式 30,000千株 消却した株式の総額 22,279百万円 消却日 平成17年5月13日	-----

④【附属明細表】

当事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	88,272	3	377 (92)	87,898	—	—	87,898
建物	110,810	1,640	383 (12)	112,068	73,866	2,403	38,201
動産	36,836	3,031	2,624	37,243	28,234	2,468	9,009
建設仮払金	133	832	737	228	—	—	228
有形固定資産計	236,053	5,508	4,123 (105)	237,438	102,101	4,872	135,336
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	22,131	11,762	3,844	10,368
施設利用権	—	—	—	481	424	9	57
その他の無形固定資産	—	—	—	630	28	—	602
無形固定資産計	—	—	—	23,243	12,215	3,854	11,028
その他	136	—	—	136	67	6	69

- (注) 1. 当期減少欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。
2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「土地建物動産」に計上しております。
3. ソフトウェア、その他の2つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「その他の資産」に計上しております。
4. 施設利用権、その他の無形固定資産の2つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「保証金権利金」に計上しております。
5. 「無形固定資産」の金額は資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【資本金等明細表】

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(注3)	(百万円) 214,862	316	—	215,179
資本金のうち 既発行株式	普通株式(注)1, 2, 3, 4 (株)	(1,419,977,054)	(1,326,000)	(16,000,000)
	第一回優先株式(注)1, 4 (株)	(30,000,000)	(—)	(30,000,000)
	計 (株)	(1,449,977,054)	(1,326,000)	(46,000,000)
	計 (百万円)	214,862	316	—
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)			
	株式払込剰余金(注)3 (百万円)	176,479	316	—
	(その他資本剰余金)			
	自己株式処分差益(注)5 (百万円)	2	0	—
	計 (百万円)	176,482	316	—
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)(注)6 (百万円)	37,364	1,018	—
	(任意積立金)			
	動産不動産圧縮積立金(注)7 (百万円)	1,286	281	109
	別途積立金(注)7 (百万円)	65,234	25,000	—
	計 (百万円)	103,884	26,299	109

- (注) 1. 資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため株式数のみ記載しております。
2. 当期末における自己株式数は、普通株式 522,927株であります。
3. 当期増加額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行した新株引受権(ストックオプション)の行使によるもの(普通株式 828,000株、資本金 200百万円、資本準備金 200百万円)、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの(普通株式 498,000株、資本金 116百万円、資本準備金 115百万円)であります。
4. 当期減少額は、消却によるものであります。
5. 当期増加額は、単元未満株式の買増請求に基づく自己株式の処分によるものであります。
6. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるものであります。
7. 当期増加額及び当期減少額は、前期決算の利益処分によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	17,317	15,078	—	17,317	15,078
個別貸倒引当金	49,554	39,608	14,054	35,499	39,608
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
計	66,872	54,686	14,054	52,817	54,686

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………洗替及び回収による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	11,784	21,965	18,041	—	15,708
未払法人税等	8,880	17,285	13,766	—	12,398
未払事業税	2,904	4,680	4,274	—	3,309

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成18年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金 108,251百万円その他であります。
その他の証券	外国証券 62,420百万円その他であります。
前払費用	前払年金費用 28,545百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息 5,261百万円、有価証券利息配当金 3,745百万円その他であります。
その他の資産	投資有価証券未収金 78,947百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金 100,319百万円、別段預金 93,394百万円その他であります。
未払費用	預金利息 1,997百万円、未払賞与 1,907百万円、未払年金 572百万円、未払社会保険料 547百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息 4,996百万円その他であります。
その他の負債	投資有価証券未払金 30,403百万円、仮受金 12,491百万円（内国為替決済資金等）その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券及び 1単元の株式の数に満たない株式の数を表示した株券 100,000株券を超える株券につき、その必要株式数を表示した株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 株券1枚につき210円（消費税込み）
株券喪失登録 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 株券喪失登録手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 喪失登録申請1件につき8,400円（消費税込み） 喪失登録株券1枚につき378円（消費税込み）
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取（買増）手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 当行所定の算式により1単元当たりの合計額を算定し、買取（買増） 単元未満株式の数で按分した額に、消費税相当額を加算した額
公告掲載方法（注）	東京都において発行する日本経済新聞
株主に対する特典	ありません

（注）平成18年6月28日定時株主総会において定款の一部変更が承認され、「公告の方法」を「電子公告」に変更いたしました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行の親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成17年5月25日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第144期）（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日） | 平成17年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 | 平成17年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成17年6月29日に提出した臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。 | 平成17年7月7日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成17年7月20日
関東財務局長に提出 |
| (6) 半期報告書
（第145期中）（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日） | 平成17年12月20日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成18年3月27日
関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成18年3月28日
関東財務局長に提出 |
| (9) 発行登録書（社債）及びその添付書類 | 平成18年3月29日
関東財務局長に提出 |
| (10) 訂正発行登録書
平成16年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成17年5月25日
平成17年6月29日
平成17年6月29日
平成17年7月7日
平成17年7月20日
平成17年12月20日
平成18年3月27日
平成18年3月28日
関東財務局長に提出 |

(11) 自己株券買付状況報告書

平成17年4月7日
平成17年5月6日
平成17年6月6日
平成17年7月5日
平成17年9月6日
平成17年10月12日
平成17年11月2日
平成17年12月6日
平成18年1月11日
平成18年2月3日
平成18年3月2日
平成18年4月3日
平成18年5月10日
平成18年6月2日
関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成17年 6 月28日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田	洋	印
----------------	-------	----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野	勝	印
----------------	-------	----	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月28日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年 6 月28日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田	洋	印
----------------	-------	----	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野	勝	印
----------------	-------	----	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第144期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成17年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月28日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。